
平成23年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成23年3月10日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成23年3月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願・陳情の委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願・陳情の委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君
企画政策課長 ————— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 — 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃君
教育総務専門員 ——— 中 前 三紀夫君 病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ————— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ————— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 農業委員会事務局長 — 真 壁 紹 範君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

5 番、景山浩君、6 番、杉谷早苗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元の配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、町立保育園の存続を求めて質問をいたします。

町立保育園の民営化が、3月議会で決められようとしています。昨年9月議会で町から説明があり、わずか6カ月足らずで結論が出されようとしています。民営化について、保護者に十分な説明もなく、また、町民に対しては説明をしないとの答弁がありました。町民、保護者から、さまざまな疑問の声が上がっています。さきの保護者へのアンケート結果では、民営化について不安がありますかの問いに対して、あるが54.4%、ないが17.2%、わからないが25%でした。不安があるとわからないが約80%もあります。この数字は、何を示しているのでしょうか。私は、12月議会でアンケート結果を公表するよう求めましたが、広報「なんぶ」3月号で、一部分しか公表されていません。説明からわずか6カ月で結論を出すには余りにも拙速過ぎると言わざるを得ません。町は、保護者、町民に対しての説明責任を果たし、町立保育園の存続を求め、具体的に次のことについて答弁を求めます。

1点目、町の責任についてであります。児童福祉法24条の解釈、町の公的責任について。保育内容、運営状況、職員の待遇、町の説明責任です。2点目、保育園の運営方針について求めます。3点目、労働条件の明示について。4点目、非常勤職員のあり方について。今回、任用期間が終了する非常勤職員の採用年月日についてお尋ねいたします。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めて質問いたします。

地域の雇用を担い、地域経済を支える中小企業、零細業者の経営が危機に瀕しています。急減した仕事量が、一向に回復せず、先行きの見通しも立たず、物をつくっても売れない、売れても

もうけが出ないという悪循環を招いています。

そこで、今、全国では1県、秋田県です、173市区町村の自治体で実施されています。鳥取県では、琴浦町、北栄町で実施、大山町は2月22日の臨時議会で可決、岩美町では、4月から実施されます。実施された自治体では、地域に大きな経済効果をもたらしています。住宅リフォーム制度の創設を求め、具体的に次のことについて答弁を求めます。

1点目、天萬庁舎改修、西伯小学校改修、会見小体育館改修工事の町内業者への経済効果はありましたでしょうか。契約金額と経済効果金額についてお尋ねいたします。2点目、住宅リフォーム助成制度の考えはありますか、お答えください。

次に、T P P 交渉参加反対町民大会開催についてです。

県、農協、農政協議会などは、2月20日、鳥取でT P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加断固阻止鳥取県民大会を開催しています。大会には、J A、行政、生産者ら約850人が参加。大会では、交渉への参加断固阻止の特別決議がなされました。町内の町村では、岩美町、日南町、琴浦町で開催されています。南部町におきましても、T P P 交渉参加反対町民大会の開催を求めます。町長の考えを問います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に、保育園の民営化問題を問うということでございます。

まず、児童福祉法第24条の解釈ということについて、お答えをいたします。児童福祉法第24条は、町が保護者の労働、疾病などにより、児童が保育に欠けるところがある場合に、保護者から申し込みがあった場合には、それらの児童を保育所において保育しなければならないと規定しております。南部町におきましても、保育に欠ける児童を保育するために保育所を設置しているところであります。

2番目に、町の公的責任はとの御質問でございます。この件につきましては、22年12月議会において、細田議員の御質問にお答えしたところですが、再度申し上げます。公的保育の責任としては、次の3つのことが上げられます。1点目に、市町村の責任でございます。保育所の入所と保育の保障に、市町村が責任を持つことです。さきに申し上げましたとおり、児童福祉法第24条により、保育所を設置し、保護者の皆様の御希望にこたえているところであります。2点目に、保育所の設置に際しての最低基準を定めて、これ以上の条件の確保をすることとしていることです。この基準を満たすことが、認可保育園としての条件となります。3点目に、基準を守

るための費用の負担について、公的責任で行うこととしており、これにより、国、県、町のそれぞれが負担をしているところです。いずれにいたしましても、公的保育の責任を果たしながら保育を行っているところでありますので御理解をいただきたいと思えます。

次に、保育内容、運営状況、職員の待遇についてでございます。保育内容については、保育所保育指針に沿った保育となるよう、町の保育方針を定め、共通の理解のもと行っております。保育とは、乳幼児を保護し、育てることです。南部町の保育園では、子供たちが持っている伸びていく可能性を引き出し、子供たちが最もよく生き、望ましい未来をつくり出す基礎を培うという保育所保育指針に基づき、子供一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指すことを理念に、以下の方針と目標を掲げて保育を行っているところです。

保育の方針としては、しっかりと生きていく力の基礎を培うとし、これを達成するために、よい生活リズムを身につけた子供、健康で明るく丈夫な子供、意欲的に物事に取り組み、最後までやり遂げる子供、仲間を大切に、認め合い、支え合う子供。正しい物の見方、考えができる子供。豊かな感性を持ち、表現ができる子供となることを目標に、保護者の皆様や地域の皆様の御協力をいただきながら取り組んでいるところであります。

運営状況につきましては、園児数が、定員390名に対し、入所者354名であります。運営経費については、平成21年度が3億1,532万7,000円で、収入につきましては、保育料6,606万9,000円と交付税措置された1億1,848万4,000円、その他補助金1,442万7,000円で、不足をする1億1,634万7,000円が一般財源で、実質の町の負担額となっております。

次に、職員待遇についてお答えをいたします。保育園の正職員は、町の一般職として位置づけられており、役場の行政職員と同様であります。非常勤職員については、報酬として月額14万9,800円、手当として一時金が勤務年数により10万円から20万円、その他通勤手当、超過勤務手当を支給しています。有給休暇については、労働基準法で定める基準により付与しています。なお、報酬額については、勤務年数に関係なく一定でございます。パート職員については、賃金として1時間当たり、資格保持者は950円、資格なしの方については855円を支払っております。他の手当などはございませんが、有給休暇については、非常勤職員と同様、労働基準法で定める基準により付与しています。

2番目の、保育園の町の運営方針はとの御質問については、保育内容のところでお答えしますので御了承ください。

3点目の労働条件の明示を求めるとの御質問にお答えします。非常勤職員の方が伯耆の国へ移

行となったときの労働条件については、法人の規定により、勤務については1日当たり8時間、週40時間のローテーション勤務となります。待遇面については、伯耆の国の職員としての給与体系に従った給与が支給されます。手当についても、一時金、通勤手当、超過勤務手当、退職手当などの規定があります。有給休暇についても、労働基準法に定める基準で付与されます。

次に、非常勤職員のあり方について問うとのことでもあります。任用期間が終了する非常勤職員の採用年月日についての御質問ですので、次のとおりお答えします。平成10年7月、1名。平成14年4月、1名。平成15年4月、8月、12月、各1名。平成16年4月、2名。平成17年7月、1名。平成18年4月、5名。平成20年4月、10名。平成20年8月、1名。平成21年4月、12名。平成22年4月、1名。平成22年11月、1名の合計38名で、一部を除きまして、1日付の採用となっております。

次に、住宅リフォームについてお答えを申し上げます。具体的に、天萬庁舎の改修、西伯小学校の改修、会見小学校の体育館改修工事の町内業者への経済効果についてでございます。

前段で、ちょっと創設についての考え方を先、お答えをしておきたいと思えます。このリフォーム助成制度については、平成21年3月議会で植田議員から御質問をいただき、答弁をいたしております。ちょうど2年前になりますが、制度の創設については、経済対策による大規模な事業を優先し、個人に対し支援することは、厳しい財政状況の中で、さまざまな行政経費の合理化を図る中で考えておりませんということで答弁をしております。後に住宅リフォーム助成制度が全国に広がり、県のレベルでは、秋田県を初め、県産出木材を使った場合などの制限をつけて、群馬県と鳥取県が実施をしており、市町村でも実施していることは承知しております。住宅リフォーム助成制度は、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額の補助をするもので、工事を地元の中小、零細建築業者に発注していくため、建設不況で仕事が減って困っている業者の一助につながっていると伺っております。鳥取県では、平成21年度に農林水産部森林林業総室で実施されていた住宅リフォーム助成制度を平成22年度に木の住まい助成事業に統合し、県産材を使用した住宅の建設や改修などを幅広く支援する制度へ改正しました。このことにより、県産材を活用した住宅建設などに助成を行い、県産材の需要を拡大することを通じて、環境保全や地域の産業振興などを図るため、環境に優しい木の住まい助成事業として実施しています。

南部町では、国の施策である緑の分権改革の趣旨に倣い、地域から資金や人材が流出する仕組みから、地域でこれらが循環して地域経済の活性化にも資する仕組みを検討してきました。しかも、これ以上地球環境を損なうことなく、新たな価値観のもとで、地域のきずなを再生し、自立していくことをかなえるものでなければなりません。検討の結果、平成23年度の新規事業とし

て、南部町産材活用家づくり促進事業を実施したいと考えております。地元産木材の家で住む町づくりを掲げ、森林組合、木材建築事業者などを育成し、地域林業の振興、活性化を図るべく、取り組みたいと思います。事業実施の基本は、鳥取県環境に優しい木の住まい助成事業を実施するもので、町独自の上乗せとして、南部町産材を利用し、町内に木造住宅を建築、または改修するものに支援を行います。南部町産木材の利用促進による森林保全に始まり、木材産業活性化につなげます。建築業界が、いまだ深刻な不況から抜け出せていないこと、特に資金力のない地元中小業者の支援を行う観点から、町内の建築業者を活用した上乗せ助成を予定し、当初予算に所要額を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。御質問の住宅リフォーム助成制度の創設ではありませんけれども、県の制度を活用した南部町独自の上乗せ施策として取り組んでいきたいと考えております。

次に、天萬庁舎の改修などの経済効果ということについてでございます。御承知のように、天萬庁舎の改修工事は、昨年11月に完了。会見小学校は、平成21年度の屋内運動場耐震補強大規模改修工事の完工により、西伯小学校におきましては、本年度の教室棟大規模改修工事及び屋内運動場大規模改修工事の完工により、それぞれの施設整備を終了いたしました。これらの工事につきましては、その工事の性質上、高度な技術を要することから、県内西部地区に本店を有する鳥取県建設工事請負業者等入札参加資格者審査における建築一般A級に格付された業者及び町内にあっては同B級業者を対象に、指名競争入札、あるいは一般競争入札により、請負契約を行っております。その際に、元請となる業者には、下請については町内業者の優先的な活用をお願いしたところであります。元請業者は、町商工会、町建設業協会などの協力を得て、町内業者への協力要請を行っております。議員の御質問で、元請業者と町内下請業者との契約金額で経済効果額を示せということではありますが、業者間の契約金額など把握することは不可能でございますので御理解いただきたいと思います。

なお、御質問にございました工事における町内業者の下請実績は、業種別に見てみますと、次の業種であり、業種ごとの件数については延べ数でお答えをいたします。架設工事業3件、荷揚げ・クレーン工事業1件、左官工事業3件、家具・木工工事業6件、ブロック積みなどの礎石工事業1件、冷媒配管工事業1件、管工事業3件、電気工事業3件、型枠工事業2件、塗装・防水工事業3件、機械・計装工事業2件、その他、鉄骨、内装工事2件となっております、合わせて30件の実績となっております。このようなことから、町内業者の経済効果は一定程度あったと認識しております。また、町内工事関係業者にかかわらず、建設重機の燃料や職人さんの飲食など、間接的な町内での経済効果もあったのではないかと考えております。

次に、T P P 交渉参加の反対町民大会の開催についてでございます。政府のE P A基本方針検討に向けて、J Aグループを初め、全国でさまざまな団体がT P P参加への反対を決議するなど、全国で運動が広がっています。鳥取県でも、現在農協ではT P P交渉参加の断固阻止に向けたJ Aグループ鳥取の取り組みとして、T P P対策鳥取県本部を設置するとともに、漁業組合、森林組合、消費者団体など、幅広い団体との連携体制を構築していくこととしております。T P P交渉参加反対1, 0 0 0万人署名運動を実施するとともに、関連チラシの配布など、消費者への理解促進を図る署名活動も展開しておられます。

1 2月議会で答弁しましたとおり、今必要なことは、地方にも活力をもたらす国家戦略として、農業を見詰め直し、足腰の強い農林水産業を確立することが重要であり、現段階でのT P Pへの参加については反対であります。私が所属する全国町村会の大会においても、また全国農業共済事業推進大会においても、T P P交渉の参加に反対する決議を行い、国会や政府へ要請してまいりました。南部町議会においても、国へT P P交渉参加への慎重な対応を求める意見書を提出しておられます。J A鳥取県中央会と県農政協議会などは、2月20日に鳥取市でT P P交渉参加断固阻止鳥取県民大会を開いて、署名活動やデモ行進も行い、県民へT P Pの周知と断固反対を訴える取り組みが行われましたが、この様子は新聞やテレビで報道され、町民の皆様におかれても、事の重大さ、影響の深刻さなどが御理解いただいているのではないかと考えています。町内においては、農業委員会との意見交換会を初め、農政審議会や南部町水田農業推進協議会の場を通じて、反対の立場を鮮明にして、当面、農協の取り組みを支援するようにお願いしてきたところです。

このような経過もでございます。行政が主体となって呼びかけるT P P交渉参加反対町民大会といった開催については、現段階では考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ありがとうございます。

再度質問をさせていただきます。まず、最初に申し上げました児童福祉法24条でございますけども、これに関連しての質問ですけども、まず、児童等は適切な保育所の選択、それから保育期間の選択ができると思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。保育園の選択につきましては、現在4園あります保育園を選んでいただくことは可能でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） これは従来答弁をされております、それは自由にできるということでございます。それと、保育期間の選択に関してですけれども、これは、よく保育所の入園申し込みのときに、入園申込書、正式な名前、ちょっとあれですが、出されると思います。その中で、保育期間等についての記載事項があると思います、記載すべき項目が。これについては、どのように考えておられますか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。現在、1年ごとに提出していただいておりますので、今の1年間の契約という格好でお願いしているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まず、1年ごとの契約ということでございますけれども、この保育期間を選択するというのは、要は、24条で保育に欠ける子を小学校に入るまで、町が希望があれば責任を持って保育所に預かるということであろうと思います。そうすれば、お考えをお伺いしたいんですが、1年契約ですけれども、小学校に希望するということは、何年までということは書くことはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど1年と答えましたが、ちょっとこれについては調査させてください。私が把握してないところもございまして、これは後ほど答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、この指定管理というか、保育に関する、運営に関することなんでお聞きいたしますけれども、指定管理候補者選定委員会を開催をされております。これが23年の2月15日に開催をされておりますが、まず、時間についてなんですが、会議録を見ますと、時間、9時。いつ終わったとも何も書いてございませんが、これはいつ終わったでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。終了時間がいつだったというのが、ちょっと今、この資料ございませんので、調査をさせていただきたいと思っております。（「およそどれぐらいだったですか。11時、12時か11時」と呼ぶ者あり）昼までだったと思っておりますけど。（「およそでええだ、何分だなんてわからんでも」と呼ぶ者あり）昼までに終わったというふうに認識をしております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、最初はわからないんで調査をするということですけども、会議録ですよ、会議録でこういう重要な問題を会議するに当たって、時間が9時から始まったけども、何時から何時までというのがわからないような会議録を出して、これが会議録だということは私は到底認められません。それはそれで認められませんが、それについて後、お聞きしたいと思います。この時間は、今、昼ごろぐらいまでだったということですけども、これは後のまた問題としておきます。じゃあ、この中で、どのような配付資料が出されて、会議、検討されたのかをお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。事前に、指名指定でございますので、こちらの方から仕様書というものを提出いたしまして、それに基づいて申請書をつくってもらったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 具体的に配付資料、何が出されたかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町の方から、事前に伯耆の国の方に仕様書、それから申請書の提出要領ですね、それをお送りいたしました。それから、現在、町の方で行っております保育の現状ですね、そういうことについての資料を提供いたしております。それに基づきまして、伯耆の国の方から指名指定の申請書というものをいただいております。その中には、事業計画、それから登記事項関係、それから定款、それと法人の概要、それから現在の決算状況というものを出示していただいております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ここに提出書類ということで、アからずっとございます。この中で、先ほど言われました経歴、実績等々はあれなんですけど、問題はここの10番に書いてございます南部町立保育所指定管理者事業計画書、この中にも、計画書の中に、1番から19番まで出すようになっております。それから、11番で南部町立保育所の管理運営に関する経費まで出すようになっておりますが、これは出されているでしょうか、お聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほどの指定管理者事業計画書でございますが、その中の1番から19番まで、それから11番につきましては、昨日の他議員さ

んの質問でもお答えいたしました。現在、まだその詳細が決まっていない部分がございますので、21年度の町の決算書、それに基づいておおよそ2,000万から2,800万ですか、ふえるというのを審査会の方で説明してもらったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まず、事業計画書なんです。この事業計画書は10番で出すようになってますよね。この中で、管理、2番目の、応募に当たっての考えは指定管理をすればいろいろなことで、自分とこの考えが書いてございますので、これは申し上げませんが、2番の管理運営方針の中で、仕様書、これは結構です。3番の保育の計画、保育課程及び指導計画というものを出すようになってありますが、この中で南部町立保育課程、指導計画、子供の発達過程における保育の観点等を基本に実施しますとありますが、計画については、立案時に町と共同で話し合い、十分な理解のもと実施につなげていきます。これは現実に出ていますか。お聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。現在、これはまだ定めてありません。といいますのは、24年度の指定管理が始まるに当たって、23年度中にこれは町の方と当然計画を打ち合わせながら決めていくこととなりますので、現在のところ提出いただいております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 再度お聞きしますけど、この申請をするときに、事業計画書を出せということ、出さなくちゃならないということになってるんじゃないですか。24年からじゃあ、遅いんじゃないですか。

それと、指定管理を検討するとき、こういう計画も何もないものを指定管理の選定委員会に出して、何を検討するんですか。お聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。計画につきましては、保育園の運営につきましては、これは特に独自計画という話ではございませんので、あくまで4園の中での共通のもとでやっていくところがございますから、その中で、当然これから4園と打ち合わせながら、毎年、年度計画を決めていくと。確かにその園それぞれの独自性はあるわけでございますけども、現在段階では、それは今、どこの園も定めておりません。これは1年間の中に、次年度に向けての計画をつくっていくということでございますので、その中で出していただくことにな

ると思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今の答弁は納得できませんけども、こればかりじゃありません。

3番の保育計画。保育計画もわからないのに、指定管理選定委員会の方を悪く言うつもりはありませんけども、こういう計画書も何もない中で、伯耆の国が指定管理でいいという結論を出されたのは私は非常におかしいと思います。

それと4番の一日の保育の流れと年間教育計画、これもやはり申請のときに、きちんと出すべきというぐあいを書いてありますけど、これを、こういうことをきちんと選定委員会で検討しないで、伯耆の国がいいんだという決定をされた、私は選定委員会の方にも責任もありますし、また逆に言えば、それを出させずに、出していたかずに、選定委員会に出された町の責任もあると思いますが、それについてはどうですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。計画等につきましては、選定委員会の方には、町の方の計画を出しておるわけでございますので、それをもとにするということでございますので、これについては、それを審議していただいたことの中であると思っております。

それから、ちょっと質問の途中でございますが、先ほど御質問ありました分について、わかりましたので、入所期間の関係でお答えしておきます。よろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） はい。

○町民生活課長（加藤 晃君） 現在申し込みですけども、そのときには、任意の期間を申請書に申し込んでもらう。これは自分が保育してほしいという期間ですね、それを申し込んでもらうということになっております。ですからこれは1年ではありません。それは私の誤りでございましたので訂正させていただきます。もし空欄の場合は、小学校入学前という格好で扱わせていただいているということでございます。

1年に1回、継続して通園する場合には、現況届を出してもらいまして、それで家庭に保育に欠けてるかどうかを確認して、欠けていれば継続するという形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。誤解がないように、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど雑賀議員は保育の計画がないものを云々とおっしゃいましたけれども、保育の計画は、

南部町立保育園保育課程、南部町立保育所年間指導計画、子供の発達過程における保育の視点などを基本に実施をしますということがはっきり書いて、計画を出しているわけでありますから、計画を出していないなどということではないので、誤解のないようにお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、その保育の計画そのものはどういうものか、ありましたら出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。それが、いわゆる南部町立保育園保育課程だとか、先ほど申し上げた町の保育計画や保育課程というものを基本に実施するというので、町のものを配付をして御審議いただいたということで、先ほど来、課長が答弁をいたしております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、申請書に指定管理者制度選定委員会を開催するときに、書類を出してくださいと言って、書類をいただきましたが、その中にはそれは入っていないということですか。なぜ出されないんですか、それを、ここに。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前9時45分休憩

午前9時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど、資料の関係でございますけども、資料といいますか、計画等のことでございますが、伯耆の国からその指定管理申請書というものの中にはついておりません。ただ、この中で、町の方が伯耆の国にお渡ししております資料、それは保育方針なり、それから日々の課程の関係だとかそういうものをお渡ししております。それを承知の上で出されたと。

それで、審査会の方において、その資料があったかなかったかということ、今ここで申し上げられませんが、審査員さんは、当然その町の保育計画に従うということを前提に承諾をされてると思っております。質問等で、例えばそういう計画がもし手元になくて、こういうものはどういう計画でやってるんですかということがあれば、そのときに当然お答えできたと思っております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町の方針で従うから、何も書類は出さなくてもいいとか、私はちょっと理解ができないんですが、伯耆の国が申請をするときに、どういう方針でやるという申請をするわけですから、町の方針を伯耆の国には、それは全部示されておるわけですよ。ちょっと納得はできかねますけども、それはそれで時間がかかりますので、しておきます。

南部町立保育所指定管理者仕様書の中で、仕様書の6ページの(12)です。施設の修繕に要する経費で、1件10万円未満の修繕については、指定管理者の負担とします。10万円を超える場合については町と協議の上、施設構造上にかかる修繕を必要とする場合は、町が負担します。修理が多数に及んだ場合は、町と別途協議する。これは、今度予定されているのは指定管理者ですよ。指定管理をする場合には、いろんな修繕については条例があったように思いますが、この12番の条例はどこにあるのでしょうか、お聞きいたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。条例とか規則はございません。これは、協定を結んで、実質的には協定を結びますので、その中で取り決めることになります。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、各指定管理者と個々に結んであるということですね、これ。これ、間違いないですね。こういう協定をきちんと、こういう場合にはこういうぐあいにするという。ということは、極端にすれば、個々に金額が違う可能性があるということですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 修繕料の上限というもので、保育園の場合10万円というものを決めております。施設によりましてその金額につきましては、協定の中で決めるというふうにしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ここでは出せないと思いますが、過去、指定管理を結ばれたところの、議長を通じて資料を請求したいと思いますが、この修繕費についての協定書の提出を求めたいと思います。

それと7ページの12番、管理運営に関する経費なんですが、今回出された収支予算書、きのこの亀尾議員の中では2,000万円と800万円と2,800万円は、これは大体概算だということでしたが、今回の予算で1億1,252万4,000円、保育士30名、調理師2名の予算が組んであります。それで、これはちょっと私わからないんですが、歳出の内訳で、ページ1

77ページです、説明書の。負担金及び交付金1億252万4,000円、それで合計が1億1,260万2,000円。これ、どういう計算かちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。177ページの議員さん御指摘のところは、真ん中3分の1ぐらいのところですか、下から、書いておりますが、保育士30名、調理師2名の派遣を受け、係る経費を支払う。1億1,252万4,000円と書いておりますが、これちょっと、私の方で記載ミスでございますので、1億252万4,000円の誤りでございますので御訂正をお願いいたします。（「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり）負担金補助及び交付金のところは1億252万4,000円になっております。この数字が正しいものでございますので、下からの文章の中書いておりますところの、保育士30名、調理師2名のところに書いてあります経費1億1,252万4,000円は誤りでございますので、1億252万4,000円の方に訂正をお願いいたします。済みませんでした。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ことは、30名と2名の派遣、派遣がいいかわかりませんが、よく研修とか派遣とか移管とか、いろいろな言葉を使われますんで、最終的にはどういう形になった場合にされるかちょっとわかりませんが、職員の方が伯耆の国に採用されたとして、保育園にされるということは想定はされております。その中で、この管理に係る経費なんです、指定管理料は年度協定の中で締結します。ということは、この指定管理料については、毎年協議をされるのかということと、それと説明の中で、ちょっとあれは忘れたんですが、会議録の中で、担当者の方が7ページで言っておられます。今回の提案でアバウトな数字であり、これから我々の法人が年度末にかけて新年度予算を作成するわけですが、町には6月補正等に変更していただく予定だというぐあいに書いておられます。ということは、今回、約1億円の予算を組まれて、6月にはまた補正をされる予定があるんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。協定書の関係でございますが、これは2つあると思います。1つは、全体の10年間という分の協定を結ぶ必要がございます。もう一つは、年度ごとに結ぶ必要があります。これは、経費については、そのときの保育園の入所事情、入園児ですね、この数によって当然職員数は変わってきますので、そういう関係もございまして、この経費に係る分、そういうものが重点になりまして、年度協定を結ぶ必要があるということでございます。

それから、補正予算でする予定があるかということでございますが、現在のところそういう予定はないわけですが、今のその人件費部分をこしは負担金の方で計上させていただいておりますので、それが人員の方、こちらの方が、あと不足になった分を追加してもらうだとか、そういうことになれば、当然変わってくる場合がありますから、そういう場合はありますけども、現在ではそういうことは考えておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 指定管理料については、保育園児の増減で指定管理料を増減ということですが、ということは、保育園児の増減だけで指定管理料が増減するだけ、協定を結ぶということであって、職員の方の給料アップとか、伯耆の国へ行けば、当然、幾ら定昇があるかわかりませんが、給料は今のままであれば、全然何年たっても給料が上がらないので、伯耆の国へ行けば給料が上がるからいいということをおっしゃいます。それについての費用等については、指定管理料で払うのか払われないのかをお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。当然伯耆の国正職員とありますので、定期昇給でございます。その分は当然指定管理の方で、年度協定の中に入れていくことになると思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、10年指定管理を結べば、この指定管理料というのは幾らに上がってくるかわからないということが言えると思います。今1億円だけでも、10年先にはこれが2億になるかもしれない、それはわかりませんが。こういう金を当初から想定して出すのであれば、非常勤職員を嘱託職員とかいろいろな面で、例えば今、14万9,800円だけでも、いろいろな形で雇用をされて、町立保育園でされればいいんじゃないかというぐあいに思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。上がるというにしても、これが倍になるようなことはまず考えられませんが、それと今、非常勤職員をその分の経費がかかるのであれば、嘱託職員なり、年度更新という話がありましたが、そもそもこういう職のアンバランスな状態、今の状態ですね、こういうことを継続していくこと自体が問題と考えておりますので、そういう解決方法はないと考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それと、非常勤職員の方に説明会をされておりますよね、意向調査を前提とした。この中で、説明会、これはちょっと日にちが書いてないんで、私もちょっとわからないんですが、2番の中で雇用条件の案というところで、制度とか勤務条件等書いてあります。給料のところ、伯耆の国の職員条件に従うということに書いてありますが、この時点で伯耆の国の職員条件というのは、今、伯耆の国というのは介護士さん等々の給与しかないと思いますが、この説明会をされるときに、どのような資料で説明されたかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。伯耆の国、今のおっしゃったことは町の説明会のときに行ったことだと思います。伯耆の国は、このような事業を行うについて、県の方に伺いを立てております。当初は、きちんと別建てで特別会計でもつくって、町の方に会計の内容がよくわかるようにした方がいいのではないかと、このように考えたわけですが、県の方はそういう特別会計をつくってするということについては認められんということでございまして、あくまでもこの一本だというわけです、一本。ということは、保育園の保育士の給与体系だとか、そういうものを全く別にして、別なその会計処理ということはできないということでございまして、これは伯耆の国の給与表を適用して行うということにいたしましたわけでありまして。

伯耆の国の給与表は、基本給といいたまいますか、いわゆる年齢給になっている部分と、それから職能給になっている部分がございます。年齢給については、これは普遍的なものですから、介護士も保育士も、いずれもその年齢になればその年齢に応じた給与を受けるということになるわけです。ただ、職能給については、介護士のものはもうありますけれども、保育士のものはございません。保育士のものはこれから新たにつくるということになるわけですが、そういうことでありまして、年齢給だけははっきりわかるわけです。それから、当然同じ扱いにせんといけんという県の指導ですから、経験年数の換算表というようなものもあります。例えば10年間経験があったときに、それをやっぱり給与に反映をしていくということが必要でありますので、そういう経験年数の換算表というようなものもあるわけですが、これらは個別にすべて対応して計算し直さんといけんということでございまして、伯耆の国のそういうさまざまな給与規定に従って給料を支払うことになるというお話をさせていただいたと思います。

きのうも亀尾議員の質問のときに、一緒にしたのかというような話がありましたけど、一緒ではございません。全く別々でやります。その後、早く条件を提示を受けんと判断ができんという非常勤の皆さん方の御意向でございましたので、御了解をいただいて、履歴書というものをざっと拝見しまして、この履歴書に基づいて年齢が何歳で、経験がどの程度おありでというようなこ

とを大ざっぱな計算をしたものを、今度は伯耆の国の方から個別にお示しをして、お話を伺ったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） やはり、普通の一般的な雇用というか、でしたら、会社が雇用条件を出して、自分のところの給与表でやればいいんですが、今回の場合は、いつだか町長が言われました、介護士は高いんだと、給料がとか言われたと思います。給料が高いから、あれは県外でしゃべられたときに幾らかの給料を、かなり高い給料を言われました。それはなぜそう言うかいうたら、介護士は高いんだということを言われました。それはそれで、やはりきちんとした給与表を示して、それまでに、なるかならないかわからないんで、給与表はできないと言われてますけども、やはり伯耆の国がするとして説明をするならば、給与表をきちんと出して説明をして、最終的にこういうぐあいになるんだという説明をするべきだというぐあいに思います。

それから、今回の広報「なんぶ」なんですが、民営化のことについて記載がございます。保育園の公設民営化とは、これまで町職員と町非常勤職員で行っていた保育園の運営とございますが、これは職員と非常勤職員で運営をしていたんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。運営については、保育園の正職員、町の正職員ですね、それから非常勤職員でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、運営の定義についてお聞きしますが、運営とはどういうものかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。ちょっと意図が酌みかねますが、当然保育園を管理運営ですから、管理というのは保っていくこと、運営はそこを動かしていくということですね、人件費、それから人の関係、経費等があると思いますけども。ちょっと質問の意図がよくわかりませんのでお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 一般的に運営といえば、先ほどから言われます、町立保育園は町が運営をしているんだというぐあいに解釈するのが私は普通じゃないかと。運営なんですよ。保育をするとか、そういうものなら、町職員と非常勤職員で保育等をやっているというのはわかりますが、運営ということになれば、すべてのことをやるのが運営じゃないかというぐあいに思い

ますので、これは記載間違いとは言われませんので、あくまでも公設民営は運営をしておると、運営というぐあいを書いてありますので、思います。

あと、町が保育園の管理監督を行いますということになっておりますけれども、これについてはどのようなこまで管理監督されるんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。管理監督といいますのは、結局保育園の運営方針というものを定めていきますので、それに沿った保育ができていくかということ、やはりやっていけないかと思っております。やはりそれに外れた形ではいけないので、あくまでそれに沿ったものがやっていただいているかということを見ていくという形になると思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それと、前後して申しわけないんですが、指定管理制度の選定委員会の中で、私、これは非常に問題があるじゃないかなというぐあいに思っておりますが、園長候補についてですね、今4園ありますので、園長さんは4名おられると思います。万が一、民営化になれば、今園長をされておる方は正職員ではないかというぐあいには思います。そうすれば、正職員の方は園長さんがどっかに、園長さんですので管理職扱いになってるじゃないかと思えます。その方がどこに行かれるのか。それと、そういう場合には、1年間をかけて園長候補を育てるんだというぐあいに言っておられますけれども、それは1年間たって、園長候補ができたとなれば、そのまた園長さんは行き場がないと。2園しか町立は残っておりませんので、万が一なれば、園長さんは行き場がない、どこに行くのか。園長さんが2名おられて、2園長で経営されるのか、どこかに行かれるのか、非常に問題があると。そこで、これはあとは人事のことなんで、私がとやかく言う問題ではないんですが、1年間園長候補を育てて、万が一園長候補になれなかった方については、失礼ですが、判断するならば、その方はやめていただく、園長になれませんよということなんですよ。またそうすると、園長さんは何年続かれていかれるのかわかりませんが、その辺の非常に問題があると思います。

それともう一つ、あと今後の万が一なったときの職員体制なんですが。それと今、そうなったときの町立保育園での、分かれたときのことを考えますと、町立保育園の職員体制はどのようになるかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。24年4月を今、想定しておりま

すので、24年4月には基本的に町営保育園については2園、正職員がそこに集まる格好になります。今、雑賀議員の方からありました、園長をどうするかという話もありましたが、今の1年間で職員で、例えば派遣が必要であれば、それは派遣規定がございますので、その中でいくこともあるかもしれませんが、基本的には今の2園に職員が移ってくるという形になります。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町立保育園は全部正職員で今運営されているので、職員体制でやられるんですか。それとも今、また保育士さんを募集されておりますが、その方について、なればこの条例がある限り、こういう状況がずっと続くと思っておりますが、ここできっぱりこの条例をなくす考えはないのかということと、それといろいろと指定管理の選定委員会につきましても、9時から約12時までだと。こういう短い期間での検討委員会で何十年も町立保育園でやってきた保育園を町立保育園かどうかと、妥当かどうかという結論を出すのに、余りにも短い時間の検討であるし、また町も非常に出されてから6カ月という期間で、すべてをオーケーにしようということについて、私は非常に問題があるということを言って、町立保育園の存続を求めて保育園についての質問は終わります。

次に、時間がありませんので、住宅リフォーム制度のことについてお聞きいたします。今、町長は県産材、それから町産材を使ってということをやると、これでやるとということをおっしゃいましたが、ぜひとも木材ばかりじゃなくして、住宅リフォーム制度をすれば、ちまたというかいろんなところでは、非常に経済効果が、小さい効果で10万、20万円の工事なんで、非常に効果があるというぐあいに聞いております。ぜひともこのことについては再検討をお願いしたいというぐあいに思います。

それとあと、TPPの町民大会なんですけど、私、日南町のTPPの会場に行きました。そうすれば、町長は率先して議会から、議員から提案があったら、いやこれは町でやるから、すべて費用は町で出すから、みんなで頑張ろうというぐあいに言って大会が開催されております。ですから、町長も12月議会で反対表明をされておりますので……。

○議長（足立 喜義君） 雑賀議員に申し上げます。時間がなくなりました。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この辺で町長の決意を聞いて終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。TPPでございます。TPPについては、農業団体や全国町村会などを中心に大変大きな反対の決議、そして国会議員や政府へ要請といったことがなされております。

私も全くそのとおりだと思って、実はおったわけですけども、先般、ある新聞記事を読ませていただきました。これはもと農林水産省のGATT室長、農村振興局次長で2008年に退職なさっておられます農学博士のキヤノングローバル戦略研究所の山下一仁さんというお方でございます、このお方がこういうことを言っておられます。我々は、農林水産省の推計によって4兆1,000億円もの大きな影響を受けると、それから食糧の自給率が14%程度になるんだというようなことを伺ったので反対だということを言ってきたわけですけども、ちょっと読んでみたいと思います。

米価を日本が中国から輸入した米のうち、過去最低の10年前の価格を比較する海外の米価としておりまして、要は過去10年間の最低である10年前の中国から輸入した米価を算定の基礎にしたということをまず言っております。内外価格差が4倍以上なので、米農家は壊滅するとしておりますけれども、10年前には60キロ当たり3,000円程度、直近の2009年では、中国から輸入するのが1万500円と3.5倍に上昇しておるということを言っておるわけです。国産米価が1万4,000円ぐらいというぐあいに踏んでおりまして、日中間の米価は接近し、内外価格差は1.4倍以下になっておるということを言っております、この農林水産省が試算したその根拠というものに疑念を抱いておられます。減反をやめれば、米価は約9,500円程度に低下し、中国から輸入される米よりも国内価格が下がるので、これは関税ゼロでも対応できるのではないかと、こういうことをこの山下さんは言っているわけです。

それからもう一つ、面積的なことがありました。日本の面積は少ないのに、アメリカやオーストラリアの面積が非常に大きいと、そういうものが太刀打ちできないという理論もあったわけです。農地面積、日本を1とすると、米国は100だとか、オーストラリアが1,902というような太刀打ちできないというけれども、本当なのかということですが、各国の作物の違いを無視しておると。アメリカは小麦や大豆、トウモロコシが中心であると。それからオーストラリアは小麦もあるけれども、牧草による畜産が主体なので、米作主体の日本農業と比較するのは、これは妥当ではないのではないかとこのことを言っております。米についての脅威は中国であるけれども、中国の農家規模は日本の3分の1にすぎないというようなことを書いておられます。これはうそか本当かわかりませんが、立派な新聞に書いておられましたので、本当ではないかなと思って、改めてちょっと考え直したわけです。

今のところは、そういう検証するだけの力もございませんし、基本的には日本の農業ばかりでなく農村も、さまざまな社会システムを破壊するおそれがあるという心配が私もございまして、安易なこのTPP交渉参加というようなことについては、よほど慎重にやっていただきたいとい

う気持ちがございますけれども、住民の皆さん方への説明に当たって、こういうことを一方で訴えているお方もあるわけですから、これはやっぱり両方のことを正しく伝えて、その御判断はやっぱり住民の皆さんにさせていただかんといけんのではないかなというように思ったりもいたしているところでもあります。したがって、直ちにその反対の集会をするというようなことには、ちょっとならないだろうなという思いでございます。

それから、最後ですので、保育園のことをいろいろ御質問いただきました。ほとんど保育園の話だったわけですが、きのうも亀尾議員は条例を廃止すればいいのではないかなというように、それから雑賀議員もいろいろそういう意味合いのことをおっしゃいましたけれども、この問題は、21年の9月の議会に質問始まって、毎議会、その議会のたんびに御質問をいただき、ここで議論をしてまいったわけです。

私自身は、正直申し上げて、この民営化ということについては慎重に考えておりましたが、本も読んで、民営化というものがどのように子供たちの保育だとか成長に影響するのかということについて、自分なりに勉強もしてきておりました。そういう中で、やっぱりインターネットなどで、以前にも申し上げましたけれども、民営化の反対をなさる団体の主張されております10項目というのに出会ったわけです。これは雑賀議員にもお答えしておりますけれども、この10項目、御心配になっている10項目についてクリアすれば、じゃあいいんだなというような思いになりまして、そういうことについて一つずつついていきたわけです。そういう作業の中で、昨年9月議会で公設民営という方針を打ち出しました。これは、私自身に課せた10項目をクリアできると、このように踏んだので、そのような方針を打ち出しさせていただいたわけでございます。

ほとんどの論調がいわゆる経費を節減して、経費を節減して行革の一環としてやるんだというのが基調にあるわけございまして、そういうことからいいますと、私どもが今考えておりますのは、経費はかえってたくさんかかります。経費はたくさんかかります。これは、そういう意味では行政運営上、問題だと言って、はっきりおしかりをいただいていることもございます。

そういうことを言うていただく人もあるわけなんですけれども、長い間、こういう非常勤職員というような扱いで低額な待遇でお世話になってきたわけございまして、ぜひこれは議会の皆さん方にも御理解をいただかなければいけないことだと思いますけれども、ぜひ認めていただいて、非常勤の職員の皆さん方の処遇の改善ということを通じて保育園の円滑な運営や、それから保育の質、保育の質を担保するのは、やっぱり職員であります。職員の皆さん方がかわられないように配慮していくのが為政者としての務めではないかと、このように考えて判断をしたところ

でございますので、いろいろ不手際や誤解やあるかも知れませんが、趣旨はそういうことであって、決して南部町の保育をいかにいいものにしたかったり、町の行財政改革の一環としてやっているんだというようなことではなくて、大切な南部町の子供たちをきちんとした形で対応していきたいというように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、勉強すればするほどこれはおもしろい世界でありまして、民間のやっぱり工夫や迅速性やそういう機敏な対応やそういうことを積極的に生かして、よそにはないような保育を実現していこうということで、非常勤の皆さん方もそういうお気持ちでまともっておられますし、頑張っていこうねということをお願いしておりますし、また、私にも直接そういうことを言ってこられた職員さんもございます。大変期待もしていただいておりますから、御安心いただいて御賛同いただきたいというように思います。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） こんにちは。私は2点について質問通告をしております、順次質問を始めます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、国民健康保険税の引き下げを求めて質問をいたします。

国民健康保険に加入している世帯の、この税金への重税感は経済不況のもと大きく広がっています。徴収率の低下が示しておりますが、町民の暮らしを第一に考えるなら、今こそ国民健康保険税の引き下げにかじをとる政策をとるべきときではないでしょうか。具体的に次の点について答弁を求めます。

1つ、国保被保険者の所得の分布はどのようになっていますか。

2、被保険者の1人当たりの所得額は平成16年から21年でどのように変化していますか。

3、国保税の徴収率は平成16年から21年の間でどのように変化していますか。

4、被保険者のうち、7割、5割、2割の法定減免は、同じく16年から21年の変化をお聞

きいたします。

そして、5番目です。以前の3項目、2から4で聞きましたそれぞれの内容で、近隣の伯耆町と日吉津村と比較した状況についてもお示しをお願いいたします。

6番目、生活保護法で生活扶助の基準がありますが、その水準について、3つの例について答弁を求めたいと思います。

例の1、夫35歳、妻30歳、9歳と4歳のお子さんが2人の4人世帯。これが例1です。2番目の例は、夫が71歳、妻が64歳の2人世帯。そして3つ目が、75歳女性の単身世帯。それぞれの生活扶助の金額を示してください。

7番目です。私は町政において国保税の引き下げが今、大きな課題と考えております。憲法25条にいう生存権の保障、そして地方自治法が1条第2項で言っております地方自治の本旨、福祉の増進を地方自治の大目的に上げている立場からいえば、今の国保税の状況は町政上の大きな課題と考えます。町長のこの問題に対する認識を問うものです。

次に、町が雇用している非常勤職員と臨時的任用職員の現状とその課題について質問します。

ワーキングプアと言われる働く貧困層がふえ続け、社会問題となっています。町で雇用している非常勤や臨時的任用職員の給与水準は議会で幾度も取り上げられ、町長も十分な水準ではないと認めてこられました。役場の雇用は、町全体から見て大きな位置を占めています。安定した雇用をつくっていくことが、地域経済の活性化のためにも必要です。その立場から、具体的に次の点について答弁を求めます。

1、町職員の正職員、非常勤職員、臨時的任用職員のそれぞれの人数、年齢、給与の実態などはどのようになっていますか。

2つ目に、現状についての町長の見解をお聞きいたします。

3番目、歳出のあり方を変えて、正規職員の比率を高めること、そして、非正規職員の待遇改善をすることが重要な課題と思いますが、それを求めてこの場での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、国保税の引き下げを求めるということでございます。

まず、国保の被保険者の所得分布の状況であります。国民健康保険税課税システムでは、所得別に集計するシステムになっていないために、これは御報告することができませんので、よろしく申し上げます。

次に1人当たりの所得額につきましては、平成16年度59万4,000円、17年度58万

5,000円、18年度57万2,000円、19年度57万円、20年度64万1,000円、21年度60万6,000円の状況でございます。

19年度までは1人当たりの所得額が年々減少していますが、20年度から始まりました後期高齢者医療制度によりまして、1人当たりの所得額は約7万円上がっております。

次に、徴収率につきましては、16年度現年分が94.8%、過年度分14.5%、17年度現年分94%、過年度分15.4%、18年度分は現年度分が94.4%、過年度分25.2%、19年度現年度分93.9%、過年度分25.2%、20年度現年度分91.6%、過年度分20.4%、21年度現年度分92.6%、過年度分20.9%であります。現年度の徴収率は微減、微増の状況であります。徴収率が下がってきておりますので、現年度と過年度分の徴収につきまして、戸別訪問や分納誓約など一層の努力を行い、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、被保険者の軽減につきましてはでございます。平成16年度7割軽減が1,205人。5割軽減405人。2割軽減542人。17年度7割軽減1,292人、5割軽減363人、2割軽減473人。18年度7割軽減1,286人、5割軽減353人、2割軽減547人。19年度7割軽減1,249人、5割軽減404人、2割軽減530人。20年度7割軽減690人、5割軽減321人、2割軽減447人。21年度7割軽減727人、5割軽減294人、2割軽減471人です。20年度から始まりました後期高齢者医療制度により、軽減人数が減少しています。軽減被保険者割合の年度の変化は47.2%から49.7%の間であり、微減、微増の状況であります。

次に、伯耆町や日吉津村との比較でございます。平成16年度の資料がありませんので、平成17年度から21年度の状況から見た比較を述べてまいります。

まず、国保被保険者1人当たりの所得額ですが、一般被保険者の1世帯当たり課税所得でお答えしますと、南部町は5年間の平均額が76万3,000円となっており、波はあるものの横ばい状態と言える状況であります。また、3町村での比較ですが、平成17年から21年までの課税所得額は3町村の中で一番低い額で推移しているところでございます。

次の国保税の徴収率であります。全被保険者で述べてみますと、他町村が横ばい状態であるのに比べ、南部町の徴収率は徐々に下がってきており、平均93.31%となっております。また3町村では一番低い率で推移していることから、町におきましては徴収対策会議を開催し、戸別訪問や分納誓約など一層の努力を行い、徴収率の向上に努めるようにしたところです。

次に、税の軽減世帯につきましては、南部町での一般被保険者の7割、5割、2割の軽減世帯数は53%程度で推移しておりまして、3町村の中で比較しますと、平成17年から5年間ずっ

と軽減世帯の占める割合が一番高い状態であります。これは1世帯当たりの課税所得が低いことから、軽減の割合も高い結果となったものであります。

次に、生活保護法の給付額でございます。まず夫35歳、妻30歳の夫婦と9歳と4歳の子供2人、合わせて4人世帯についてですが、生活扶助費の合計は14万6,530円となります。なお、児童養育加算につきましては、子ども手当が支給され、収入とみなされるために、実質的には生活保護費としては給付されません。

次に、71歳と64歳の夫婦2人世帯で申し上げますと、給付額は9万740円となります。また75歳、独居の方の給付額は5万9,170円であります。

次に、町政において国保税の引き下げが地方自治法や憲法25条の観点でどうかとの認識を問うということでございます。地方自治法の観点から述べてみますと、法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするところとあるように、住民の福祉の増進を図ることが基本であるとうたわれております。また、法第1条2の2では、後段で地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとあります。このことを国保税と照らし合わせてみますと、被保険者の福祉の増進を図るためという目的で国保税を引き下げることになりますと、確かに負担は少ない方がいいので喜ばれると思いますけれども、一方で国保以外の住民についての負担が増すということで、全体から見た福祉の増進にはつながらないのではないかと考えております。ここが地方自治体の自主性と自立性を発揮するところでもあるのではないのでしょうか。

次に、憲法25条ですが、これは国民の生存権としての社会保障制度と、それに対する国の責任が明記されているものであります。ここでは社会保障の内容についての記載はなく、その後に出された社会保障制度に関する勧告の中で、保険的方法または直接の公の負担において、経済的保障の道を講ずると述べられております。まさに、この保険的方法という点でだれもが必要なときに必要な医療が受けられるという安心感と平等の提供がこの中にあり、福祉の増進と言えるのではないのでしょうか。国民健康保険制度は、御承知のとおり自営業や専業農家、また不安定雇用の方など、所得の低い方も多く、税制面でもあらゆる軽減策を講じて運営している保険であります。

具体的に21年度決算で御説明しますと、保険給付費、これはいわゆる医療費であります。9億5,000万円に対して、保険税として被保険者の皆様から徴収しましたお金は2億900万円弱でありまして、21.8%となっております。残りの78%は国や県からの負担金や交付

金となっております。いずれにしましても、住民の皆様のために負担の軽減を図りつつ、単年度だけを考えるのではなくて、長期的な視野に立って、安定した国保運営を今後とも継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、非常勤及び臨時的任用職員の現状と課題を問うということでございます。

平成22年4月1日現在の町の正職員、臨時的任用職員、非常勤職員の人数でございます。まず正職員140名、うち保育園28名、常勤の臨時的任用職員13名、常勤以外の臨時的任用職員が11名ございます。週38時間の非常勤職員61名、38時間未満の非常勤職員は67名おります。同じく平成23年4月1日の見込みの人数でございます。正職員133名、うち保育園27名、常勤の臨時的任用職員32名、常勤以外の臨時的任用職員10名、週38時間の非常勤職員42名、38時間未満の非常勤職員は67名という見込みとなっております。

平成22年と23年を比較してみますと、正職員は退職15名、採用4名、病院から4名、合計7名の減で、さらに出産育児休業、病気休暇で9名の減となりまして、23年度4月1日時点の正職員の実数は124名となり、大幅な正規職員の減となる見込みであります。そのため、23年度は臨時的任用職員を多く採用する予定にしております。

次に、給与の実態でございます。正職員については、平成23年度一般会計予算書の100ページをごらんください。上段のあたりでございますが、平成23年1月1日現在の職員1人当たり給与は、一般行政職で平均給料月額30万171円、平均年齢42.9歳でございます。また、技能労務職で33万8,433円、平均年齢51.4歳となっております。38時間の非常勤の方の給与実態は月額14万9,800円を支給して、年収200万円を超えるように平成20年度に南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例を定め、基本給を上げるとともに、付加報酬、ボーナスでございます。通勤手当の相当額、これは通勤手当でございますが、などの支給もするよう条例改正を行いました。このことで、非常勤保育士の平成19年度の年間支払い総額が約160万円から平成20年度は約180万円、平成21年度は200万を少し超えるまで待遇改善をいたしたことは、これまでも一般質問でお答えしたとおりでございます。現在の財政状況の中で200万円を超えるまで改善できて、官製ワーキングプアの問題解決に向けた努力を御理解いただけたらと思います。

さて、町の臨時・非常勤の実態に対する見解ということでございますが、平成22年4月で、町で雇用しています38時間の非常勤職員が40名で、全体の65%を占めている保育園の運営実態の改善が必要ということで、議会でも議論をしていただいているところでございます。そして38時間の非常勤職員の数が40名と、正職員27名と比較して、逆転し多くなっていること

で、保育園の健全な運営と保育サービスの充実を図っていくためにはどうしたらよいかということ解決するために、保育園を公設民営という方向で指定管理として運営してサービスを充実させ、非常勤雇用の問題も同時に解決をするように、このたびの議会にも議案としてお願いしているところでございます。そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、答弁に対してまた質問を深めていきたいと思いますが、けれども、国保税の軽減の問題ですが、先ほど町長に南部町と伯耆町、日吉津村との比較という答弁をいただきまして、大体のところが皆さんにも御理解いただけたんだろうと思いますが、南部町においては1世帯当たりの課税所得が764万円、過去5年間の平均で課税所得が76万4,000円という数字は、大変に生活困窮世帯ではないかっていう、このところがまずあると思います。それともう一つ、近隣の町村でも伯耆町では84万4,000円、日吉津村で105万5,000円、こういう実態が明らかになったと思いますけれども、国保に加入しておられる世帯の、その課税をするもとの所得、これが本当に低い水準だということに対して、どのように思われますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 課税が低い状態についてどのように思うかということですが、所得は多い方がいいでしょうけれども、実態がそのようになっているということなので、そのように受けとめさせていただいております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それで、軽減世帯についても資料出していただいたのですが、近隣の町村と比較しますと、軽減世帯の率で南部町の場合53.18%が軽減世帯になっておりまして、50%を超えているのは3町の中で南部町だけで、伯耆町が49.76、日吉津村が43.74ということが過去5年の平均なんですね。これが、今の国保の財政のいろんな意味で困難さを示していると思うんです。

それで、これをもう一つ、一步話を進めてちょっと事前に数字のことをお聞きしたかったんですけども、こういう鳥取県の市町村要覧というのが出てまして、私たち議員はもらうんですけども、これに全町村の国保の税率、所得割、資産割、均等割、平等割っていう、係数を掛けてすれば所得課税に対して数字が出るようになるんですけども、それを私ちょっと計算してみたんで、正確ではないかもしれませんが、伯耆町が所得割3.78%で、ちょっと資産割は個別の間

題があるので、無視するという計算をした場合に200万円の所得で伯耆町が所得割3.78%、南部町が4.74%、日吉津村が5.83%。それで均等割と平等割額がそれぞれに出ていますので、それを足し込んで計算してみましたら、伯耆町が15万3,600円、南部町が21万2,800円、日吉津村が20万200円というような数字が、私なりに数字が出たんですけども、ほぼ間違いないのではないかと思うんですけども、すぐ答弁できますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの伯耆町と日吉津村、南部町の計算をされておりますが、私の試算を、じゃ申し上げたいと思います。所得が、仮定でございます。所得が242万4,000円ということでしております。固定資産税の額が10万円、4人家族という設定で計算をしております、西部地区でやっております、日野が一番高いというような状況になっております。一番安いのが日吉津ということで、南部町は日吉津村の次に安いというような状況が出ておまして……。

○議員（4番 植田 均君） 率を教えてください。

○税務課長（分倉 善文君） 日野が43万7,200円でございます。日吉津村が33万9,400円、南部町が38万4,000円、伯耆町が39万1,400円ということでございまして、伯耆町は6番目ですね、高い方から6番目、南部町が7番目、日吉津が8番目というような状況でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 大体執行部の方から数字が出たので、話がよくわかると思うんですけども、南部町が38万4,000円ですよ。伯耆町が34万4,400円……（「39万1,400円」と呼ぶ者あり）そうですね、39万。1万円ほどの違いですね、1万円。それで先ほどの所得の違いをこれを勘案しますと、所得が低い割には税金が高いっていうことに相対的になると思うんですよ、課税がね。それで間違いないと思うんです。南部町の所得の低さがちょっと特徴的にあらわれているというふうに見えてくるんだと思うんですけども、そこで私が言いたいのは、町がこの間、なかなか国保会計自体が厳しいから、それで先ほどの答弁でも国保に負担をすれば町全体の予算に影響を受けるというところからなかなかできないということをおっしゃるんですけども、やっぱり住民の福祉を向上させるというところで、こういう苦しい現状から考えれば、それはひとつ考えて、このことはちょっと一番最後に言いたいんですけども、私はこの国保の問題で一番大きな背景は、1984年以来、国が国保負担を引き下げてきた経過があるんですよ。これは町長は厚生労働省といろいろといろんなところで、今は障害者問題の改革特別

委員会の委員もされておりますから、よく御存じだと思いますけども、この国保に対する国保補助率の引き下げの歴史については当然御存じですよ、その点、確認したいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。そういう歴史があるということは前々から御指摘もいただいておりますし、そのようになっているだろうなと思っておりますが、いわゆる特別調整交付金というようなものもあって、いわゆるトータルで見たときどうなのかとって考えてみれば、必ずしもそれは当たらないのではないかなという思いもしておりますけども、これ確たる数字を持っているわけではないので、ここではちょっとお答えが難しいわけです。トータルでは、一番最初、大体半々でいこうということでスタートしているわけです。先ほど申し上げましたように、大体保険給付費の21%とか22%程度を税で賄っておるということでございますから、相対的には50でいきとったのが、21まで下がってれば、国の負担、県の負担などが上がってきたというふうに思うわけですが、これは確たる確証はございません。ちょっと調べてみるとわかりません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ぜひ調査していただきたいと思っております。

それで、鳥取県の現状ですけども、全国にはいろんな都道府県があって、国保会計に対して、町村の苦しさに支援をするという県があるんですけども、鳥取県はしてない県の一つだというふうに私は聞いてますけれども、その点間違いありませんね。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。御答弁を申し上げます前に、先ほど植田議員さんの方がおっしゃいました保険税が、南部町が高いというようなことですが、これは若干ちょっと数字のとり方がおかしいのではないかとこの方には思うのですが、と申し上げますのは、被保険者1人当たりの調定額でございますけれども、これは西部管内で南部町は2番目に低いものでございます。税率に関しましても、トータルをいたしますと所得割も西部管内では3番目に低い。これは先ほど植田議員さん、伯耆町の方が3.何%というふうにおっしゃいましたけれども、こちらの資料では7.29%というふうになっております。印刷ミスなのかちょっとよくわかりませんが、実態といたしまして、調定額の方から検証いたしますと、そちらの資料の方がちょっと間違いではないかなというふうに感じているところですが、所得割の方は日吉津村の方が一番低くて、2番目に大山町、そして南部町が3番目に低いという状況です。資産割も2番目に低い、均等割も2番目に低い、平等割が一番低いという状況

でございます。ということで、被保険者1人当たりの調定額は、西部管内では2番目に低い状況となっております。これは率でございますので、実際の所得も低いのですけれども率も低いという状況でございます。このスタートが間違っていると、ちょっと話がかみ合わないということになりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、先ほどちょっと町長の方が調べているかということでございましたけれども、保険給付費と保険税との割合ということで、平成16年の数値からしかちょっと持ち合わせておりませんが、保険給付費に対して国保税、税金が幾らの割合かということをちょっと申し上げてみますと、平成16年度は医療費に払うお金の中で税金の占める割合が38.54%でしたが、それが徐々に下がってきておまして、先ほど申し上げたような平成22年度は21.何%というふうな、下がってきているものでございます。町長の方から御答弁を申し上げましたけれども、調整交付金、それから定率の国保負担金、それから都道府県の調整交付金というものを合わせまして50%、それから、あとの残りが一般的には税金ということになると思いますが、この税金の中でも保険料の軽減分とか、それから財政安定化支援事業というようなもので国や県からの補助が入っておりまして、21%程度の保険税ですべてのものを賄っているというふうな状況でございます。

鳥取県は県から補助がないということでございましたけれども、これは独自の補助ということでございましょうか。独自の補助というものは、現在ないというふうに考えております。ただ、この財政安定化支援事業とか保険料の軽減分につきましては、国と県と町とで負担をしていると、そういうことでございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと私の計算が間違っていたようでして、その点は訂正させていただきます。先ほど分倉課長がおっしゃいました数字が、比較が正しいものだと思います。

それで、私は先ほど最初に答弁いただきました生活保護の扶助の基準で、4人世帯で月額14万6,530円というのが生活扶助費として支給される、これが憲法で25条でいう生存権の一番ぎりぎりの水準を一応具体化したものだろうと思うんですよ。こういうところの現状と国保の、生活扶助を受ける場合に、私ちょっと確認しておきたいんですけども、国保税の納税とか年金の納付とか固定資産税の納付については、どのような取り扱いになるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 生活保護の対象者につきましては、課税をしておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、それも含めた先ほど4人家族で14万6,530円という生活、最低生活のレベルで、それにプラスそういう保障も含んでいるというあたりから考えると、今の南部町の国保に入っておられる方の生活を応援するのは、町の福祉の向上の観点からいえば、ぜひ積極的に考えていくべきだということを強く言って、最後に私、こういう本を南部公民館で借りて読んでみました。フランスに住んでおられる中島さおりさんっていう方が書かれた本で、フランスでは子供がふえてるんだそうですけども、この本の中で一番最後に言っておられるのは、憲法25条を暮らしの中に確立することが大事なんだっていうことを強調されてたんですよ。生存権を国民が自分の権利としてきちんと主張していく。国もそれを認めていく。そういう国にならないといい地域やいい町や、なっていないんだろうというのが私のこの問題に対する結論ですので、ぜひ前向きな検討をお願いして、次の問題に移ります。

次に、非正規雇用の問題です。勤務実態についてはいろいろ聞きました。12月議会で非常勤職員の身分について、総務課長の答弁で一般職の公務員だというふうに答弁されたというふうに思っておりますけども、それで間違いありませんか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。地公法の17条の一般職というふうに認識をしております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般職の公務員で、今回、広報「なんぶ」で非常勤の職員について、南部町は条例によって、非常勤職員の雇用期間を3年と定めています。これは法律上、一般的に3年間を超えて雇用することは正規職員とすることが求められるためですという記載になってるんですけども、この法律上、一般的に3年間を超えて雇用することはというこの根拠について、ちょっと一般職の関係で説明していただけますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。意味がちょっとつかめませんので、再度ちょっとお願いしたいと思いますが、3年間を雇用すれば法で雇わんといけんというようなお話なのです……。

○議員（4番 植田 均君） はい、そうです、そのことです。

○総務課長（森岡 重信君） 3年というのは、労働基準法に3年を超える……（サイレン吹鳴）期間について契約してはならないということになっておりますので、3年の期限というものを定

めたものでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般職というのは地方公務員法で定めている一般職ですよね。それ以外の一般職という用語はありませんので、地方公務員法の何条に根拠があって、その3年ということをおっしゃられるのか、そのことを聞いています。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 本町の非常勤職員というのは、職区分というのがございます。そこで行きますと一般職と特別職がございますが、そこでは一般職でございます。類型で、この部分で臨時採用ということになります。任用の種類ということで、地方公務員法17条の規定による採用ということがございます。任期については労基法によりまして3年間ということを決めております。勤務形態ということで非常勤なのか、臨時なのかということがございますので、そこは非常勤ということにとらえております。

それから、業務内容については補助的業務という内容で非常勤というものを考えておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地方公務員法17条には、3年間の記述したところを私、見つけることができないんですけども、どういうことですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 地公法の条文で3年間といった説明してはおりません。労基法の関係で3年間の期限を決めておるものでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） では、地方公務員法では3年ということは規定がないということを確認したということですね。そうしますと、労働基準法の何条でその3年を規定しておりますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 労働基準法、ちょっと読みます。契約期間等というくくりの中で、第14条、労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは3年、特別な部分が5年というのがあります、それは省略しますが、を超える期間について締結してはならないという定めがございますので、その法の趣旨にのっとり、3年としております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これ、どんなふうに解釈されてるんかしら、この第14条読みますと、先ほど読まれたように、労働契約は期間の定めのないものを除き、だから原則はずっと期間を定めないのが原則だということですよね。一定の事由の完了に必要な時間、期間を定めるもののほかは、だから、これって3年間というのは一定の事業が完了するっていうことを想定してるんですよ。保育園の保育士さんは保育園の事業がなくなるんですか。そういうことを理由にして、何ていいますか、期間を定めて契約するということにならないのではありませんか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 町の非常勤職員は1年契約、1年を契約期間として雇っております。ただ、それが1回、それから更新が2回できるというところで3年間というのがございます。基本的には1年間を繰り返しているものでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、先ほど言われた労働基準法第14条には当たらないんじゃないですか。期間が定めないのが原則で、定めるとしたら3年か5年と。それ1年契約なんていうのは、この労働基準法14条に相当しないんじゃないですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 単年度単年度で雇用は切れますけども、通算でいきますと3年になりますので、その3年を超えるような雇い方は法の趣旨に反するというふうで考えております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） おかしいんですよ、その辺の解釈がね。この労働基準法第14条というのは、仮に期間を定めていても雇用者が継続雇用を求めたときには、それを拒否してはならないんじゃないですか。法の原則は、事業が一定期間で終了することを前提として期間を定めていることを定めた条文ですよ。全然、14条の趣旨と違う答弁じゃないですか。根拠にならないと思いますよ。それに、一年一年の契約がこれ14条に当たるわけがないじゃないですか。根拠を示してください、はっきりした。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 私どもは労働基準法の14条の定めによりまして3年間という決めをしてるものでございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。労働基準法14条に3年間という規定がございます。

それから、労働者派遣法という法律があるようですけども、この派遣法でも3年を超える派遣を受けたときは、派遣を受けた方が雇用せんといけんというようなことになっておるそうでございます。結局、そういう不安定な雇用を、あなたが今おっしゃったようなことで、長い間繰り返すことを許せば、やっぱり労働者の未来というかな、そういう将来というようなものも機会を失ってしまわせることになるんだという法意があると思います。ですから、労働基準法としては3年というものを一つ打ち出しているのではないのでしょうか。派遣法でも大体3年ということをおっしゃりまして、労働規律というものを、何ていうんでしょうか。3年を一つの区切りとしてどうも法律の制定がなされているようであります。ですから、20年の条例改正をしたときも、そういうことを参考にして、2回までの更新と、合計3年ということ念頭に置いて条例改正もお願いしてきたというように思っております。その法律の、労働基準法の14条の解釈をめぐって、ここで議論をするだけの力量はないわけですけども、ただ、法律のそういう法意というものを読み取ってみますと、そういう1年ごとの更新で10年でも20年でもやれるというようなことを法律は望んでないというように解釈をしているわけです。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうだと思いますよ。原則は保育園という町の大切な仕事、町の将来を担う子供たちを健全に育成するこの大事な仕事を、今の条例で1年ごとに契約更新しているやり方自体が問題なんです。そこに根本的に改善することが一番求められるんですよ。その手法として町長は伯耆の国に指定管理といって、今回出しておられますけども、元来、町が直接責任を負うのが原則ですね、原則ですよ。そこに今回いろんな指定管理の事務上の問題もいろいろありますけれども、町が直接雇用して、町の教育方針を責任を持って保育士さんと一緒になって実行していくのが絶対望ましいことは間違いないわけです。

それで、何度も言いますが、先ほど労働者派遣法のことを町長は理由に、施政方針の中でも3年間でやめてもらわないけんというような言い方の根拠にされたんですけども、これは本末転倒であって、保育士さんたちは、お聞きしますけども、どこから派遣された労働者なんですか……（発言する者あり）いいえ、そのことを聞いておかないと、施政方針で根拠にされておりますから、これははっきりしておいてもらわんとはいけませんよ。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。労働者派遣法でも3年というものがうたってあるように聞いております。それは、派遣業をする人が同じ会社に3年も継続して派遣を続けたならば、常態的な勤務に、労働に携わっているということですから、派遣を受けた方が雇用をなさないと

ということで、やめてもらわにゃいけんという意味で言ったわけではございません。雇用をするんだということが派遣法にあるそうでございまして、そういうことから考えてみれば、やっぱり3年というのが一つの労働行政を仕切る、厚生労働省の方の一つの考え方になっているのではないかと、このように思って、受けとめているわけです。ですから、もちろんそういうことを無視して、無視もしてませんでしたけれども、実態的にはそういうことではなくて、長い間、非常勤の皆さんだとか、あるいは臨時の皆さんで回してきたということについては、これは責任を痛感しております。町政に長い間携わっているわけですから、これは責任も私は痛感しております。で、心を痛めてきたわけですし、今回、公設民営という形にはなって、あなたの方から言うと申しわけない、けしからんことだかもわかりませんが、そのような状況を今回改善して、働く人の処遇を改善して、安定的なものにしていこうということですから、100点ではないかもわかりませんが、少しは評価があるのではないかとこのように思っております。

それから、保育について町が責任を負うのが原則ということをおっしゃいましたけれども、町が責任放棄するわけではございませんよ。町はあくまでも町の保育方針にのっとって、直営の保育園も、あるいは公設民営の保育園も、町が保育責任を果たすわけです。町が保育に責任を負うわけです。責任を負っていくわけです、今後も。そこを御理解いただきたいと思います。直接町の職員で保育をしないわけですが、しないようになるわけですが、2園についてはですね。だけど、保育の責任というのは町が負うと、負い続けるということをおっしゃっていますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 保育士さんたちが、意向調査をされたんですよね、町の責任で。そのときに町は、もう伯耆の国ありき、そういう方向で意向調査してますよね。本来、保育園そのものは町の施設ですから、町の施設ですね、その保育士さんたちが継続雇用を求めて、求められたら、そういう立場の意向調査もしなければいけないんじゃないですか。（発言する者あり）もう継続雇用を申し出られた。といいますのは、一たん町職員をやめないと、伯耆の国に就職することにはならないでしょう。ですから、今働いておられる方が続けて働きたいということをおっしゃられたときには、その意向も聞くことが町の責任ではないですか、その点いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。このたびの意向調査のときには、現在まだ任期残ってる方がおられます。3回の、2回の更新ができるうちの方がおられました。その方についてはその残った期間、町の非常勤職員として働いていただくことの希望があるかと

いうことは同時に聞いております。3年を超えての話ではございませんけども、その期間内、まだある人については、このまま非常勤で残りの期間、町の方の非常勤職員として勤務する意向があるかということは聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はこの、先ほどから聞いております労働基準法の問題でも全く説明が納得できません。1年ずつの雇用で、14条の規定とは全然説明になってないんですよ。今の町の条例によると1年ごとの区切りで2回更新で最大3年という、労働基準法にもないような条例つくって、そして、それを根拠にして正職員にすることができないからというような理由は本末転倒だということを考えるんですけども、それで、そして保育士さんたちの立場からいえば、町の直営の保育園というのは保育士さんたちにとっても安心だと思いますし、預けられる保護者の方からしても一番安心だと思うんですよ。わざわざ実績のないようなところで試行期間1年間、これが海のものとも山のものともわからないような状態で、子供が1年間どんな状態にさらされるかっていうことも考えれば、本当に大変な事態が私は考えられるんじゃないかと思うんですよ。非常勤職員だけの職場をつくらうって言うてるんですからね、私はとんでもない計画だと思いますので、ぜひ撤回を求めたいと思いますし……（発言する者あり）それから、今のですね、全町、保護者の方々には説明をしてないっていうことのあり方もとんでもない話ですよ。この町の保育園をどんなやり方にしていくのかちゅうのは、全町民的な課題ですよ。私はいろんなところでいろんな人の話を聞くと、何だと、説明もようせずにどんどんどん話進めて、もう民営化か、知らん間に何やっとうだと、私らは大いにおしかりを受けてるんですよ。住民に説明せずに今議会でこの方針を進めるようなやり方は、住民に対する説明責任を本当に果たしているとは言えないと思いますし、今回、労働者派遣法、そして労働基準法による雇用の継続ができないという……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、質問をまとめてください、質問を。

○議員（4番 植田 均君） 全く理由になってない。理由になってないということを使うんですけども、根拠条文を示して反論してください。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、先ほど大変失礼な話だなと思って聞かせていただきましたけれども、非常勤の方があたかも保育能力に欠けておるといような意味合いに聞こえたわけですけども、長い人は31年の方がございます、経験年数。長い人は31年。それから、町の非常勤になってからは15年とか、そういう方もたくさんおられて、現に南部町の保

育方針に従って、正職員と一緒に負けないように頑張って、保育の実践者であります。そういう方々をつかまえて、保育がまともにできないというようなことは、私は非常に失礼な話だというように思います。

確かに法人としては実績はございません。法人としては実績がないので、1年間トレーニングの期間を置いて、保育園の運営ということについていろんな研究をし、検討をし、万全を期していきたいというように思っております。

これは蛇足になるかもわかりませんが、法人でもこのことをいろいろ議論をいたしまして、保育の専門家を理事に迎えて、理事会としてもあるいは評議員会としてもある程度責任がとれる、そういう体制づくりをつくっていかうということでもあります。それから、また保育課といましようか、あるいは保育係といましようか、そういう担当の人も置いて、真剣に対応していかうというように話し合っているところでございます。そういう努力もして、実績がない部分を御批判いただかないように頑張って運営をしていかうということで話し合っていることを御紹介しておきたいと思っております。

それから、拙速だということをおっしゃいましたけれども、確かに昨年の9月議会で、伯耆の国への公設民営という話は打ち出しております。しかしですね、雑賀議員の御質問にも答弁しましたように、21年の9月から御質問をいただいて、以後毎議会ごとに雑賀議員や亀尾議員やいろいろな方からこの保育園問題について御質問をいただいてまいりました。1年かけていろいろな角度から提言もいただき、御批判もいただきながらやってきたわけです。ですから、私の気持ちの中では拙速と言われるような覚えはないというように思っております。住民の皆さんも、3チャンネルなどでそういう状況をよく知っておられて、御理解をいただいている方が多いのではないかと、このように思っているわけでありまして。

それから、繰り返しになりますけれども、労働基準法や派遣法の条文を根拠にしている、条文を根拠にしていわゆる法意というものを受けとめているわけです、こっちとしては。それを科学的にいろんなことで研究して、それで言っているわけではございません。いわゆる法意というものであります。若い人を1年交代のこの繰り返しで、5年でも10年でも雇用し続けて、そういう人の未来を労働法制の中できちんととめて、雇用主にも義務を課しているというぐあいに受けとめているわけです、3年というのは。常用的な派遣を受けていれば、そういうところで3年を超える場合には採用してあげなさいというのが派遣法の法意だというように思いますし、労働基準法も正式雇用を促すような14条の規定になってるというように受けとめているわけです。そういう法律を背景にして、法意というものを受けとめて、平成20年の12月に南部町で非常勤

職員の条例をつくっていただきました。審議をいただいて、議決をいただいたわけです。その条例には、更新を3回ということにしておりまして、これが3年なんですよ。それは、労基法や派遣法の法意というものを受けとめて3年にしているわけです。その3年が来るわけですから、今回このような提案をさせていただいております。

いろいろ御心配をしておられるということについては、これは非常に私も真剣に受けとめさせていただいておりますけれども、御心配をばねにして立派な保育をやっていただくようお願いもしていきますし、私自身も法人の責任者としては、いわゆる正職員に負けられないような立派な保育をやっていきたい。さっきも申し上げましたけれども、この問題は勉強すればするほど本当におもしろい、奥の深い分野であります。南部町の子供たちの未来を、それぞれの立場で立派にしていこうという思いで貫かれておりますから、その面ではあんまり御心配ないようによろしくお願いして答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町長としては、伯耆の国が指定管理をすることを前提にした計画だということを図らずも言われたわけですから、そういう方針ですべての物事が進んできたということに間違いはないわけです。

それで、私は最後に言うておきますけども、労働者の権利保障と子供の発達保障っていうのは、地方自治体の大きな……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（4番 植田 均君） 大きな役目です。それを町長のいろんな法意というようなことをおっしゃいますけれども、今、町が持っている条例そのものが労働基準法にも規定のないような内容であるし、それから継続雇用の申し出を頭っから受け付けない。伯耆の国の雇用をするかしないか、それだけの意向調査しかしないような町のやり方は、本当に私はおかしい間違っただけだということを言いまして、質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの答弁の中で更新は3回と言ったようでございますけれども、2回までということでしたので、おわびをして訂正を申し上げたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は13時ちょうどであります。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議長のお許しいただきましたので、一般質問をします。昼のかけりはちょっと寂しくなりましたが、一生懸命やりますので聞いてやってください。

施政方針については、秦議員及びもろもろの議員が町長の施政方針の中身についていろいろ関連に質問されましたが、私はその中で地域主権ということと障がい者施策についていろいろお聞きしたいと思います。

町長の施政方針演説の中に、これがどのようなところに書いてあろうかと思って、ちょっと読まさせていただきました。3ページ目には、ちょうど地域主権のことが書いてありました。これは財政健全化のことからですが、読まさせていただきますと、民主党政権では明治以来の中央集権体質から脱却し、地域主権の実現を1丁目1番地の最重要政策課題として位置づけていますと。政党からもろもろ、一括交付金の話から載っております。急に降ってわいた言葉じゃないと思います。これは今の片山総務大臣が鳥取県知事のと時から、このようなニュアンスの言葉はたくさん使っておられました。また、平成9年か10年ごろだったでしょうか、私が11年に当選したとき、地方分権一括法、地方分権について話がいろいろありました。

そのときの地方分権には、平成12年に介護保険制度が始まりまして、この介護保険制度が地方分権の最たる試金石であるということでありました。それはなぜかということ、介護保険というのは、皆さんも御存じのように、みんなでサービスを決めて、そこから保険料算定しましょう、そのような内容でした。それと同じように、介護保険制度は各地域によって違います、保険料とかサービスの内容が。そのようなものかなと思っておりました。それについて、この地域主権についてどのようなものか、町民に知らせていただきたいと思います。

このように1丁目1番地、最重要課題と政府が言った言葉に対して、我が町では、本予算ではどのような措置がこれに該当するのかも伺いたいと思います。こういうことになれば、町民の生活がどのようになるのか、変わってくるのか。介護保険制度に関しては今、市民権を得て、もう充実してまいりましたが、そのようにどのようなことが変わるのか、伺いたいと思います。

次は障がい者施策でございますが、町長の施政方針の中で障がい者施策に関するところはどうか、ちょっとざっと見させていただきましたら、6ページに、それによつたようなことが書いてありました。これは人権問題のところでございます。

人権問題は同和問題を初め、男女差別、障がい者差別、外国人などに対する差別など解消に向けて云々という課題がありますと。ここで障がい者等が出てまいります。そこにはいろいろ、7ページにもそのような、人権問題を通じてですけども、不快を感じるものがなく日々を過ごさなければなりません。そのため、今、行っています人権セミナーなどを繰り返し、研修の機会に多く皆様に参加していただくことが重要だと思ひます。町内企業にも人権問題に対する企業内研修を積極的に行つていただくよう引き続き要請しておりますというようなコメントが、施政方針に書いてございます。

障がい者については、人権問題と絡めてここだろうかと思ひしておりますけども、これが、この障がい者施策が本町ではどのような施策になつてゐるのかも伺いたと思ひますし、障がい者については障害者自立支援法というのがございました。これが今、少し変わつております。今たまたま町長は、厚労省の主催しております障害者部会だと思ひますが、の一員に入つて、毎月1回行つて、いろんな障がい者の団体と協議しておられます。これが障害者自立支援法、また障がい者についてどのようなになるのか、町長は一番最先端のところでお聞きしたいと思ひます。

また、障がい者または障がい児施策、たくさんありますけど、これが一般施策にする施策があるのか。どういふことかといひますと、バリアフリーという言葉は皆さん聞いたことがあると思ひますけど、バリアフリーと思つて感ずるのは、大概このように階段をなくすとか、手すりもありますけども、内心の、心のバリアフリーを溶かすような施策が本町にはあるのかないのか、この壇上からですけどもお聞きしたいと思ひます。

この2点を、23年度の町長の施政方針に絡めてお聞きしたいと思ひます。あとは発言席からお聞きしたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしてみます。

最初に、施政方針の中で地域主権について、どのようなことなのかといふことでございます。

御承知のとおり、一般的に地域主権とは、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる地域社会をつくつていくことを指してござりまして、国が地方に優越するのではなく、対等な関係として国の地方がパートナーシップを築くことを目指すものでございます。このこと

は明治以来の中央集権体質からの脱却として、この国のあり方を変える大転換と位置づけられ、現内閣の重要課題として取り組まれており、こうした地域主権に関する施策を検討するために、内閣府には地域主権改革戦略会議が設置され、道路や河川の地方公共団体への権限移譲が検討されております。また一方では、板井議員への答弁でも述べましたとおり、緑の分権改革として豊かな自然環境を活用したクリーンエネルギーの活用や安心して食べられる地元食材の供給など、地域に潜在する価値を最大限活用する仕組みを地域住民との連携を通じて推進することとしており、それが地域主権型社会構築のための一方策としても位置づけられております。

これら地域主権に係る国における会議の趣旨や施策を踏まえて南部町版の地域主権を考えた場合、地域振興協議会の推進や低炭素型社会への転換施策としてのクリーンエネルギーの推進、あるいは食糧自給としての地産地消への取り組みなど、エネルギーや食糧の供給を町民の皆様個人がそれぞれの地域において営むことができる社会を構想しており、それが南部町における地域主権ではないかと考えております。とりわけ4年間推進いたしました地域振興協議会の取り組みについては、地域のコミュニティー産業の活性化や防災活動を通じての安心・安全の地域づくり、地域の福祉力の向上、生涯学習の充実など広範多岐にわたります。それは地域を運営していくために自発的な取り組みとして営まれ、数年間を経て組織の自立と地域の活性化に欠かせないものとして確立されてまいりました。これらの取り組みこそ、住民が地域で主権を行使する地域主権に相違ないと考えますし、これらの取り組みへの連携として、また支援として必要な部分を町や県、国が補い、協働していくべきものと考えます。

次に、どのような施策が本年度予算措置されているかということについてお答えします。

まず、前段に申し上げました地域主権に関連する、地域振興協議会に係る平成23年度予算措置に係る施策について申し上げます。地域振興協議会の取り組みを予算措置として支援するものとしては、地域振興協議会支援交付金を昨年に引き続き予定しております。これについては幾度となく申し上げてまいりましたが、地域の自主性により運用されるものでございまして、町としましても、地域の実情に合わせて有効に活用していただけるような制度として設けているところでございます。また、地域振興協議会の取り組みを人的に支援することにつきましては、来年度からは協議会内に支援職員を配置せず、企画政策課に専門職員1名と、それを補佐するサポート職員1名を配置し、各協議会を支援する体制とすることとしたところでございます。このことにつきましては、長い時間をかけて各協議会の会長さん方と相談、協議を行ってまいりました結果ではありますが、振興協議会におかれましても、地域の自立が今まで以上に進むことになると考えております。町としましても、それぞれの地域振興協議会が今後とも、住民の皆さんと集落のた

めのかげがえのない組織となりますように一生懸命支援をしてみたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

そのほか、地域主権の推進に係るものとしては、地域におけるエネルギー自給への取り組みの一環である、太陽光パネルや木質バイオマスを活用したストーブの設置補助、また食糧自給の取り組みでは、学校給食における地元産品の食材供給に係る出荷補助や食材供給連絡協議会の育成などを計画しております。これらの取り組みは、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立、地産地消、低炭素型に転換し、地域主権型社会の構築を目指すものとして、緑の分権改革にも位置づけられているものであります。

次に、それによって町民の生活はどのように変わるのかということでございます。

初めに、振興協議会に係る取り組みによる生活の変化について、これまでの取り組みによる成果を踏まえて、具体的に何点か申し上げます。

まず、環境負荷の軽減を目指すごみ減量化の取り組みです。地域振興協議会単位で現在、可燃ごみ5%の減量に取り組んでいただいております。平成21年度の実績では、すべての協議会で、平成19年度と比べて可燃ごみの排出量が減っており、南部町全体では平成19年度比で94.6%となり、5%の減量を達成しました。

次に、不法投棄防止の取り組みでございますが、南部町内の山間部では、至るところでごみの不法投棄が見られます。これまで行政としまして、不法投棄防止の看板を設置するなどし、取り組んできましたが、不法投棄は後を絶ちませんでした。昨年、大国振興協議会や法勝寺の振興協議会では、地域の方が知恵を出し合って赤鳥居を設置したり、あいみ富有の里振興協議会では不法投棄防止パトロールを実施したりと、地域住民の方の力を結集し、防止に取り組んでいただいております。今後の成果に大きな期待をしているところでございます。

次に、地域経済の活性化という観点から、特産品開発について申し上げます。現在、南西伯の振興協議会ではウドの生産と加工、また法勝寺地区協議会ではマコモタケの生産、あいみ富有の里ではほたる米の販路拡大に取り組まれております。これらの特産品の開発から生産販売にわたる取り組みは、農業所得や生産意欲の向上につながるものと考えております。

また、南部町には路線バス、ふれあいバスが通らない集落もございます。町としましては、全体の路線を考えると、すべての集落にバスを通すということは非常に困難であります。そこで昨年、南西伯の協議会では、共助交通システム、すなわち助け合いで交通不便地域を解消しようという試験的な取り組みがなされました。また、あいみ手間山と富有の里地域振興協議会では、合同で御内谷線存続委員会を自主的に立ち上げ、アンケート調査を実施するなど、自分たちの生活

路線は自分たちで守ろうという活動が進められております。こうした取り組みが、将来的には地域に住む皆様の安心・安全の生活に結実するものと考えます。

次に、地域の防犯活動についてでございます。子供は地域のかけがえのない宝であります。その子供たちを守ろうという取り組みも進んでいます。現在、多くの協議会で青色防犯パトロール隊を結成し、下校時間に合わせた見守り活動をされています。南部町内でも近年、不審者情報や実際に下校中の高校生が被害に遭ったという事例も発生しております。地域の方々が手を合わせて、子供たちを見守っていく取り組みが進められているところです。振興協議会ができ、地域の方々がこれらの課題について自分たちのこととして考えることができたからこそ、活動成果が生まれているものと考えております。本町においては、国の提唱に先んじて、地域主権を推進する取り組みとして4年前に振興協議会を立ち上げ、町民の皆様個々の意識づけを図ってきたところでもあります。現在は定着段階にあると認識をしており、平成23年度にはより一層の発展を遂げるものと期待しています。

エネルギー自給や食糧自給についても、クリーンエネルギーの推進や食の安心・安全を目的とされていますが、振興協議会の取り組みと同様に、自分たちのこととして考えなければならないものとして推進するものです。それによる成果や町民の皆様個々の生活への変化はすぐにはあらわれませんが、本町が構想する地域主権に係る施策として取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、障がい児・者施策についてでございます。障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスに係る給付などの支援をし、障がいのある方の福祉の増進とともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会づくりを進めることを目的に、平成18年4月に障害者自立支援法が制定されました。これまで別々の制度で行われておりました身体障害、知的障害、精神障害のある方に対する福祉サービスを、共通の制度で提供する仕組みとなったわけでもあります。南部町での対象者は現在、身体障害者手帳の所持者が548人、療育手帳が163人、このうち施設入所の方は80人でございます。精神障害者保健福祉手帳は75人という状況です。

自立支援法施行後の特徴的な施策につきましては、1つ、就労支援事業の創設が上げられます。障がいのある方の働きたいという希望を実現するため、就労移行支援事業と就労継続支援事業が創設され、南部町では現在、就労移行支援事業の利用者はありませんが、就労継続支援事業のA型は3人、B型は24人の方が利用されております。

2番目、地域生活支援事業であります。障がいのある人がその能力や適性に応じて、地域の中で自立した暮らしを送ることができるように、町が中心となっていく地域生活支援事業が創設されました。その主なものを述べてみますと、手話通訳者の派遣事業がございます。これは町内に聴覚障害のある方が65人おられますが、医療機関受診や乳幼児健診などで、平成22年4月から平成22年9月までの6カ月間に78件の利用をなさっております。また、移動支援事業として、屋外での移動が困難な方についてはヘルパーを派遣して、社会参加のための外出支援を行っております。平成21年度は、1カ月平均で13人の方が延べ120時間利用なさいました。

次に、施設から地域生活への移行推進につきましては、南部町には障がいのある方の入所施設として西部やまと園と祥福園があり、128人の方が入所されております。これらの方は障害者自立支援法の施行により、施設から出て地域での生活に移行するようグループホームに生活の場を移したり、日中の生活の場を施設外で行うなどの取り組みが行われております。また、その他の施策として、南部町では暮らしやすい環境づくりの一環として、人工肛門、人工膀胱を持つ人が安心して外出できるように天萬庁舎1階にオストメイト対応トイレを設置したところであり、今後は法勝寺庁舎のエレベーター設置も予定しているところです。

次に、自立支援法の今後についてであります。2006年12月に国連総会で障害者権利条約が採択となり、2008年5月に発行しております。我が国は、署名はしましたが批准していない状況であります。一方、2008年10月に、全国8つの地方裁判所に障害者自立支援法の応益負担は憲法違反であると訴訟が提起されましたが、民主党政権の誕生による連立政権合意において、障害者自立支援法は廃止して、制度の谷間がなく利用者の応益負担を基本とする総合的な制度構築が確認されたことなどを受けまして、2010年1月に国と和解が成立をいたしております。

これと相前後して、総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が内閣に設置をされ、そのもとに推進会議、総合福祉部会が置かれております。私は55名の総合福祉部会の委員の一人として選任され、昨年4月に第1回の部会開催から毎月1回の会議に参加して、町村長としての意見を申し述べてまいりました。55名の委員のうち、政治家は知事、市長、町長の私と、わずかに3人でありまして、あとは障がい者御本人、障がい者団体の代表者、大学教授、弁護士、医師、ジャーナリストなど多彩な顔ぶれであります。

全体会では、昨年9月まで新法の論点について共通理解を深め、10月より12月まで6つの部会に分かれて第1期課題別作業チーム検討案を議論してきました。本年1月に部会報告がなされ、2月は厚生労働省より報告についてのコメントが発表となりました。これらを受けて、2月

から4月までの第2期の課題別作業チーム検討案を議論し、本年8月に新法の骨格を提言し、来年の通常国会に法案が提出され、遅くとも自立支援法廃止で合意をされました2013年8月までには施行される目標で進められております。

私はこの部会に参加して、障がい者の皆さんが自立支援法にいかにも嫌悪感を持っておられるのかということがよくわかりました。すなわち、サービスを使えば使うほど負担がふえる応益負担制度を福祉の合理化に貫かれた人間の尊厳を侵す法律とみなされていることや、健常者に迷惑をかけないように懸命に生きている障がい者の心を無視して自立を前面に出し、自立する人は支援しましょうという、当たり前のように見えるけれども障がい者のハートに届かない冷たい法律とらえて、怒りをもって受けとめておられることをまざまざと感じてきたところであります。そこからスタートをしておりますので、廃案となりましたが、相当改善されたと一定の評価のあった自立支援法の改正案も、これは全く評価を受けずに、障がい者自身が参加して自分たちで新法をつくろうと、意気盛んであります。

さて、今後どのようなようになるのかという御質問であります。今日までの議論の基本は障がい者の基本的人権を権利として前面に押し出したもので、従来のサービス提供を受ける客体としてではなく権利行使を行う主体であるという基本で貫かれていますから、国、県、市町村ともそれぞれの立場で義務を負うことが定められます。法の理念・目的チームの検討結果報告によれば、障がい者がみずから選択した場所に居住し、全国どこにおいてもひとしく自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障がい者の生活の実態を把握した上で、必要な支援を実施、保障することを市町村の義務としております。したがって、市町村の説明責任と障がい者の申請妨害に対する制裁規定を設け、市町村長個人及び妨害行為者個人は検察庁の処分に基づき科料の制裁に服するなど、厳しい内容が検討されております。

また、障害の範囲チームでは、現行の身体、知的、精神の3障害に限らず、制度の谷間にいる人も救済すべきとして、その定義づけを検討して報告されました。結論として、障がい者とは、身体的または精神的な機能障害を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受けるものをいうと提案されました。これは、従来の医学的な観点から障がいを定義づける、いわゆる医療モデルに加えまして、新たに社会モデルの視点を踏まえた障がい者の定義づけであって、手帳を持たなくても日常生活が困難な状況にある人はこの障がい者総合福祉法で救済すべきであるとの考え方であります。このほかにも地域生活支援事業の見直しと、自治体の役割チームや施策体系チームなどからそれぞれに現行制度の枠組みを大きく乗り越えた報告がされております。

障がい当事者が多数参加しての議論でございますから、自立支援法で制約のあったさまざまな障壁を一気に取り払って、自分たちの理想とする総合福祉法を策定しようとする意気込みは熱気にあふれた、とうといものだと思いますけれども、町長として現場を預かる者としては、余りにも理想に過ぎて実現が困難となるのではないかと危惧しています。というのも、裏づけとなる財源について責任ある発言は、大臣からも政務官からも述べられません。また、国民の理解がなければ、法律をつくっても絵にかいたもちのような結果に終わってしまいます。私は、財源の問題や市町村が責任ある対応を果たすためには、身体障害者手帳など客観的な根拠によらなければならないこと、さらには国民的な理解と合意がなければ、法律をつくっても障がい者問題の解決に至らないということを訴えまして、例として鳥取県のあいサポート運動を紹介するなどしてまいりました。ここにバッジつけておりますけれども、あいサポート運動のバッジであります。こういうことを紹介しております。

以上のような総合福祉部会の現状ですが、744万人にも及ぶ障がい者に加え、手帳を持たない社会モデルに分類させる障がいの方々にも福祉社会の温かい手を差し伸べるべく、福祉、教育、就労、医療、施設、日常生活など、あらゆる場面において生きていく助けとなるような総合福祉法が制定されるように、及ばずながら微力を尽くしてまいりたいと思います。

最後に、ソフト面でのバリアフリーについてであります。障がいのある方がグループホームや地域で生活するためには、地域の方が障がいに対する理解を深め、支援していただくことが不可欠です。現在、県や町では、障がいを知り、ともに生きることをスローガンとして、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっと手助けをするあいサポーターになっていただく方をふやす取り組みを進めております。

先ほど申し上げました、住民一人一人が自分でできると思うことから少しずつ始めていただくことが大切です。町内に生活するすべての人々が、お互いに個性を持った人間として尊重し合い、生き生きと生活できる安心・安全な町づくりを進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

1点ずつ再考させていただきますが、この地域主権については、聞いたとおり、名前のとおり、我が町では一歩進んでやっているようなことで、地域振興区ですね、これがこういうことになろうということでございますが、これについて、これは中央大学の磯崎先生ですか、の方の論文でございまして、現政権、菅政権が、地域主権が改革の1丁目1番地と言っておりまして、これ

は日本国憲法にもちゃんとあったらしいですね。地域主権改革は、日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であると。何か我が地域振興区の言っている、うたっているようなことが、憲法のもと、地域主権改革には主題となっております。

けども、日本全国見ますと、今の政権、求心力が低下しておりまして、地域主権改革は風前のともしびに今さらされているようであります。そこで、政治主導で実現させていただきたいけども、同時に、全国の自治体は国の制度改革を待つことなく、みずから住民自治の推進などに取り組み、地域主権の理念を実現していく必要があると、このように先生は言っておられました。何かうちげの地域振興区は先んじてやってんじゃねえかというように感じまして、けどもその中に、2010年6月に地域主権戦略大綱というのが発表されまして、その中の一つが、今、町長言われました緑の分権改革、これらでございますが、その中に要は一括交付金の話が出てるんですけども、このひもつき補助金の一括交付金については、我が町にはすごく影響があるんじゃないかと思うんですけども、この点はどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一括交付金は、平成23年度におきましては約5,000億円を県まで、それから24年度に市町村にも交付するというようになっておりまして、当面23年度は直接的な影響はないというように思っております。24年度以降、市町村であります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ということは、要は23年度予算を見ましても、いろんな事業をされるのも、大概裏づけの財政が、予算がついているんですね。うちげの一般財源をなるべく少なくしては、費用対効果で少し一般財源を入れて、国とか県とかのそういう補助金で大きな事業をしようと、このような予算編成がずっと続いておりましたけど、今度の一括交付金になれば、そのようなひもつき補助金、負担金はどのようになるように予想されるでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。例えばの話で申し上げますと、私が支部長をしております砂防事業というのがございます。従来、国が、国土交通省が砂防の予算を持ってあって、それを箇所づけなどに応じて配分をしておりました。それが一括交付金でぽんと行きますので、従来やっておった砂防事業が今年度も確実にできるという保証はございません。逆に、従来はな

かなか、国が箇所づけをして権限を持っておりましたので、できなかったことでも、知事が砂防事業は必要なんだという御判断をなさって、交付金をそこへたくさん振り向けられれば、これは砂防事業が一気に進むということもございます。

いろいろな省庁の補助金を内閣府に持ってきてまとめて、そこで一括交付金という形にしますけれども、実際に何でもかんでもできるのではなくて、いわゆる項目が定められた中から、知事の御判断でその県の重要施策に使うことができるということになっております。それから、会計検査もやっぱりついてくるということでありまして、どこまでうまく機能するのかなという心配はしますけれども、しかし、地方が必要とすることに必要なお金を自由に使うことができるという、やはり地域主権の方向性、流れというのは、これはとうといことだというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長は、23年度は5,000億円、県に来たと。県議会で恐らくこれはもう可決されるのだと思いますけど、そのような、要はひもつきもあるかもしれませんが、そういう、県にある程度裁量のある一括交付金 came と。それに基づいて我が南部町も、23年度予算は、ある程度関連はしてるとは思いますけども、それらの県の影響というのはありますか、県からの影響。

それともう一つは、これは総務省に全部一括でやるということでしたが、片山総務大臣はこの件に関して知事時代から、ひもつきはやめろ、やめろというような話もありました。また、この一括交付金については全国の知事会等も大概反対しちゃうような気がしましたが、今回の県に came 一括交付について、我が町の影響というか効果というか、そういうものはありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 社会資本整備総合交付金ということで来ております。道路改良関係に3本だったと思いますけども、影響がございます。事業名でいいますと、赤猪岩神社線の改良とか天萬寺内線、それから諸木丸山線の改良工事に影響が出ております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、県に5,000億参ってますので、それを県下の市町村に分けますので、びっくりした数じゃないかもしれませんが、ただひもつきというのが……（「全県で5,000億」と呼ぶ者あり）全県ででしょう……（「全国」と呼ぶ者あり）全国か。（「全国に予算枠が」「鳥取は32億」と呼ぶ者あり）県に5,000億で……（「全国で、県

に」と呼ぶ者あり) 何だ、そげ、済みません。なら、わずかですね。ああ、そうか、びっくりしました。

そしたら、その中でやっぱり、あと政権の今回の予算が通るか通らんかにかかっていると思います。これはいつも片山、今の総務大臣がやっておられました地方税、財源の充実の確保、この一括交付金の中へ入っているんですね。ぜひともこういうところはええぐあいにしてほしいですけど、どうもこの先行きが見えませんが、緑の分権改革等は進んでますし、我が町にはもう数歩進んだ地域振興区、自分たちの地域は自分たちでええぐあいにしましょうと、そのような予算もついているということは、もう先んじてやってるということを確認したいと思います。

それと、障がい者施策に戻りますが、今、町長の話聞きまして、いや、おもしろいなってというのは、生活に支障がある、こういうことが、障がい者総合福祉法ということで法律みたいなものをつくる。何かこれは今の介護保険とよう似てるような気がしますけども、これの実現は困難だろうって言われましたけど、これの整合性というような話は話の中に出ますか。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。先ほどの一括交付金が5,000億という話でございますけれども、これは国から都道府県に5,000億と。鳥取県の予算の総額が3,000億ほどでございますから、鳥取県に5,000億も来たら大概の課題は解決するわけであります。

それからもう1点、報告申し上げたいと思いますが、ことしの正月は非常に豪雪、大雪でありました。東西町の振興協議会では除雪などを積極的に取り組んでおられて、そういう広報を出しておられました。非常に内容のいい、私も感心するところがありまして、片山大臣やあるいは総務省の自治財政局や、いろいろな各方面に送って紹介をしておきました。きょうはお昼に大臣の方からお電話が県を通じまして、税と社会保障の一体改革で南部町の例を内閣の方、総理大臣に具申申し上げるといようなことで、いろいろお尋ねがあったわけです。要は、地域主権という一つの流れの中で、私たちやっておりますこの地域の現場の声を、片山大臣がいかに大事にして内閣で生かそうかということを腐心されているということの思い知ったわけです。

南部町としてもそういうことにおいて、いろいろな行政施策やっておりますけれども、特にこの地域主権ということについては、細田議員も言っていただいたように、模索しながらですけども先んじていろんなことをやっております。こういうことを積極的に外に向けて出していくといようなこと、それから税と社会保障の一体改革といようなことが今、議論になっているわけですから、そういう分野についても、税収の少ない町村がどのように工夫しながら社会保障の現場を切り盛りしておるのかといようなことを、いい形でまとめて国の方に言っていかなとい

けんということ、きょう改めて感じたわけです。どうも冊子持ってやっておられるようですから……（発言する者あり）党の機関紙でも何でも積極的に御発言していただいて、お寄せいただいて、町の実態を通じて国の改革へつなげていくような御努力を、私の方からもよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、障がい者の自立支援法の改革なんですけれども、この自立支援法は小泉政権のときの例の三位一体改革に代表される、あらゆる分野の合理化に彩られたといひましようか、そういう法律で、非常に不信感を抱いているわけでございます。さっきも申し上げたように、障がいをお持ちの方、御本人が参加、たくさんしておられますから、例えば私はてんかんをお持ちですというようなことを言って、いろいろ御質問されます。てんかんというのは、例えば障害者手帳があるのでしょうか、私はちょっとわからんのですけれども。要は、引きこもってもう1年以上も、ちょっと隣のお兄ちゃん何しとるかいな、顔が見たことがないよというような、そういう日常生活に着目して、そういう人も法律で何とか救ってあげよう。必ずしも医療的なモデルでは、これは障がいだというわけにはならない医学的な見地というのがあるわけなんですけれども、日常生活の中で生活が成り立たないような状況に陥っておられる方もあります。そういう方も救済しようというすごい法律ですから、これは、いいぐあいにできればいいわけですけども、思ひはそういうところでも議論されておまして、私は財源の問題や、それから国民の理解がないと成り立ちません。教育現場なんかにおいても、多動性とかちゅうような障がい、これを障がいに位置づけるかどうかわかりませんが、そういう症状があります、症状が。それから、高次脳機能障害だとか、そういうさまざまな障がいの症状がある方もまとめてごっそり救済しよう、こういう理念はすごい法律であります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 何でも理念、理想に燃えて一つ一つ施策つくるっていうのは、それは国の役目かもしれんし、私たち現場もそれに沿った動きをせないけんと思ひます。それが我が鳥取県では、今、町長もいみじくも言われましたあいサポート運動、そのバッジをつけておられる方は、今はもっとおられると思ひますけど、町長、副町長しか見えません。私は内心のバリアフリーのことを言ひました。けど、これはなかなか内心でわからない。けども、形として一緒になって勉強して、そういうような、ちょっとした障がい者でも手をぱっと差し伸べられるような、住民の今、町長は国民の理解って言ひました意識の改革ですね。私は、鳥取県が今、全国に先駆けてあいサポート運動をやっております、これの充実は一つの手段でいいじゃないかと思ひます。今、町長が言ひましたね、身体障がい者が548名、療育手帳を持っておられる方

が163名、精神障がい者の方が75名、手帳を持っている方ですね、こんなにおられるんです。ほんなら、それ以上のあいサポートの実践したバッジは、勉強したらもらえますけど、そのような、これらの人を何としても助けてあげようというような施策が、鳥取県があいサポート運動をしておりますが、それに相呼応して、本町ではそのようなことをなされたことがありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まず、あいサポーターでございますけれども、まず役場の職員からということで、22年度は2回ございましたか、1時間半程度でしたでしょうか、職員研修を行いまして、そのときにバッジを配付をしております。それから、福祉力向上事業で、そのとき御参加いただいた方にそういう研修をしているところでございます。

それから、町のケーブルテレビでございますけれども、そういう障がいの方への理解を深めていただくということで番組を、これは北海道が制作した番組でございましたけれども、それをお借りして、秋ごろでしたでしょうか、1回、流させていただいたことがございます。このたび鳥取県の方でも、障がいに対する理解を深めるということでそういうビデオを作成をいたしまして、流す予定にしております。

今後とも職員で、まだ受けていない職員を中心に研修を行ったり、地域の方、特に事業所等を初めとして、そういう研修も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今いい話をお聞きしました。私、町はしてないかと思った、町職員。だって、バッジ見らんもん。見たの今、町長と副町長だけ、あっ、健康福祉課長、やっぱり福祉課の専門の方ですね。そのように、意識がまだない。ここで、地域主権で我が町は、振興区を中心に一步、二歩、先んじてるんですよ。一般住民も当然ですけども、まずうちげは、商工会を初めとする事業所にもしてほしいと思います。これらの年次計画等をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほども申し上げましたように、今後、町の職員にさらにてこ入れをするとともに、事業所を初めとした住民の方へも広めていきたいというふうに考えておりますが、振興協議会の方ということも先ほど出ましたので、そちらの方もあわせて、計画的に実施していきたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 地域振興区を統括しております企画政策課長、よろしいでしょうね。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。しっかり承りました。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 鳥取県の障がい福祉課が一生懸命取り組んで今、進めております。我が町も町中心にやっておりますし、ぜひともしていただきたいと思えます。

もう一つ、町の施政方針の、町長のこの要旨の10ページに、最近ひとり暮らしの高齢者の方がお亡くなりになっておられるケースが発生しています。今後の課題として、ひとり暮らしの高齢者の方の入居が可能な高齢者専用賃貸住宅建設など、研究課題として積極的に検討してまいりますって書いてあります。これは、国の方も国交省が高齢者住まい法を、この国会の関連法案が通れば成ると思いますが、昔は高専賃と言ってました。これが、どうもこの間、勉強に行きましたら、高齢者、障がい者等というような専用住宅ですか、そういうふうに名前が変わっておりまして、これらも高齢者ばっかしじゃなしにそういうような、今、町長言いました、生活に支障のあるような障がい者等も一緒に入れるような専用賃貸住宅、これらも研究課題として積極的に検討していただきたいと思えますけれども、町長、この件はいかがでしょう。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 高専賃については、私の町にはそういう住宅がございませんので、高齢者の今後の増加や、あるいは生活の実態、地域の実態からいって必要なものだというように思っております。何とかその高専賃、高齢者専用賃貸住宅を設置して、できるだけ最後まで自分の自宅で頑張っていくけれども、いよいよ1人になったりして、独居の暮らしが困難になったりしたときに、そのような高齢者専用住宅に移り住んで、共同生活の中で介護サービスなども受けたり、あるいは障がい者のサービスを受けたりしながら全うできるケースがあってもいいのではないかと、そういう人生のスタイルが我が町であってもいいのではないかとこのように思うわけでして、これは今後の課題として取り組んでまいりたいというように思っております。

それから、余分なことべらべらしゃべって申しわけなかった、さっき介護保険との関係をちょっと聞かれたんです。そのことについてお話しすることを、答弁することを忘れておりました。

障害者自立支援法の中で、介護保険との関係なんですけれども、介護保険制度が先行しておりますから、この介護保険制度を対象を広げて、もっと若いところから、いわゆる20歳ぐらい

から広げて、障がい者にもあわせた財源保障をして介護サービスを保障していくべきではないかということ私を提言しました。提言しましたが、障がい者団体は全く受け付けていただけません。これは介護保険制度と障がい者の政策というものが余りにも違い過ぎるというような理解でなかったのかというように思うわけですが、私は介護保険制度であるベースというものの上に上乘せしたり、あるいは横出ししたりして障がい者サービスをつくれれば、財源はきちんと確保できますから絵にかいたもちにならんで済みますよということを提言したわけですけど、これは今、全く受け付けていただけない状況であります。

もう一つ、地域包括支援センターというのがあるわけですが、やはり小さな町村にとっては、障がい者自立支援協議会は障がい者の分で作らなさい、介護保険は介護保険でつくれ、あれはこういう目的でつくって言われても、人材がなかなか得がたいということや、あるいは効率的な問題もあるわけです。したがって、地域包括支援センターというものを組織横断的に横に広げて、さまざまな課題が解決できるような、相談ができるようなそういう仕組みに改組して、改めて障がい者問題も対応できるような窓口にしたらどうかということを提言しているわけですけど、案外受け入れられませんね、そういう話は。全体のグランドデザインをかく人が今は不在の状況でありまして、介護保険の経験を何とか生かして、現場でやりやすいようにしたいという思いでいろんなことを言っておりますけど、なかなか思うようにいかないというのが実態です。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今の町長さんの話聞きまして、私の考えと一致しているところがございまして、一つは地域包括支援センターの件、これが今度の介護保険の改正で地域包括ケアシステムというように、大きな目玉になっております。その中には、地域包括ケアというのは高齢者ばかりじゃないんですね、中には障がい者もおられるし、不登校の問題もあるし、いろんな問題がある。要は、生活に苦しんでいる方を包括的に支援しましょうというのが包括ケアシステムだと私は思います。今まで先進地でやっているのは、みつき総合病院とか諏訪中央病院、医療を中心にやってましたけど、今度は南部町発の、今、町長が言われました、なかなか横断的にできない、ならば町長、そこまで考え持っておられたら、南部町版、もちろん厚労省とかいろんなことけんかせないけんかかもしれません、財源の問題がありますので、そういうことが可能ではないかなと思ってます。一つの手段として、今見た高齢者専用賃貸、高齢者住まい法が関与した高齢者の住まいですね、そこに障がい者も一緒に入ると、入れますよと。けども、今の高専賃については単価が高いですね。

けども、ここにはリバースモーゲージ制度も利用できますというように書いてありました。これリバースモーゲージ制度というのは都会の話だと思っておりました。私たちのこの田舎には、中山間には、土地、田んぼ、いろんな資産ありますけど、資産価値は余りありません。その中に死亡時というのがありまして、それを担保にするか保険を担保にするか、ちょっと私も勉強しておりませんが、そのようなことを交えて、地域のお年寄りを初め、みんなが自分の地域で安心して暮らせる大事な、私はこの地域包括ケアシステムというのは大事だと思います。これには金太郎あめのような国から押しつけじゃないですけど、このようなもんですじゃなしに南部町版の分があってもいいじゃないかと思います。

これ、なぜこんなに言うかといいますと、石川県の加賀市がどうも厚労省とけんかしてでも加賀市版の分をつくって、加賀市で独自に料金設定等をした制度らしいです。そこには共助交通等も入っているみたいですが、そのようなことが他町、他市で、そのようなリーダーシップをとった人がおられたようですが、できそうな気がしますけども、町長、何かできそうな気がしますせんか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は小さな町村で、あらゆる課題をその課題ごとに組織をつくって立ち上げてやるということは困難であるということを訴えているわけです。そういう声が、市町村は市長が1人と町長が1人ですから2人しかおらんし、奈良県の知事はめったに出られませんので、地方の現場の声を言うのが2人しかおらんので、そこの辺がなかなか理解していただけないわけですね。どっちかいうと市町村を敵に回して、場合によっては手錠でもかけないけんというような議論をなさっておられますので、あんまり現場御存じない方が多いなと思っているわけです。

要は、例えば成年後見制というのがありますけれども、これは高齢者にもありますし、それから障がい者もですね、これは必要なんですよ。こういうことは地域包括支援センターの大切な仕事でありまして、一緒にやれるわけですね。それから、例えば伯耆の国は障がい者サービスもやっていますし高齢者サービスもやっている、そういう事業所があります。ですから、実態はもう高齢者も障がい者も一緒に進んでいるわけですから、そういう実態を積み上げていくと。障がい者の御相談を地域包括支援センターが受けて、成年後見制の御支援をしたというような事実をたくさん積み重ねていくことによって、これは一緒にやった方がええがなということが国にも認知されていくのではないかなと。

これを現実なしに理想だけで、議論だけでやりますと、所管の法律、管轄しております国土交

通省や厚生労働省やいろいろ出てきて面倒くさいことになって、なかなか実現は難しいのではないかなと思っておりまして、そういうことをよく承知しながら法律に抵触しないように、住民の皆さんのために包括的にサービスを組み立ててやっていく事実を積み重ねていくということが、私の考えているこの問題の解決の方法ではないかなというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 細田でございます。我が南部町、地域主権をしっかりと、この地域にある資源を活用し、一つ、大きな資源は西伯病院であり原工業団地にある大きな工場、または商工会を初めとしたいろんな諸活動、また一番大きな資源は地域振興区であります。これらを活用して、地域住民が本当に住みよい包括的なケアができるような政策、制度を望みまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

日程第4 請願・陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

2月16日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。

よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

ここで休憩をいたします。再開は2時30分であります。

午後2時11分休憩

午後2時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第 5、議案に対する質疑を行います。

7日に質疑を保留をしていますので、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、提案順に従い、またページ及び項目を明示されるよう望みます。

なお、質疑は、会議規則第 5 4 条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。また、所属している委員会での事項は委員会での詳細聞き取りが可能でありますので、所属委員会の所管事項以外の質疑を行っていただきますようお願いいたします。

議案第 6 号。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 議案第 6 号、補正予算のピンクの説明書をお願いします。2 3 ページの児童措置費事務費です。これは保育園の広域入所の件でございますけども、当初予定者は 8 名であったが、うち 4 人は申し込みを辞退、うち 1 人は不可能だったということで減額になっております。これの申し込み自体の理由と、それから委託不可能だった理由と、その後、保育園に入られたのかどうされたのかお聞きいたします。

それと、6 4 ページ、小学校管理費です。この中で、予算に不足額が生じたという、中ほどから下の欄ですが、水道使用料は給食センターを含んでおり、過去のデータからも算定が難しくとありますが、給食センターは請負に出されて、水道使用料がここだけは給食センターと同じだということの理由を再度ちょっとお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。当初 8 名の予算を組ませていただいておりますが、4 名ということでございます。4 人は、これは町外、例えば町内で保育園に預けられない状況がある方が広域入所の対象になるということでございます。例えば、朝早くて、その出勤時間に要するに送り届けることができない、町の 7 時半のに間に合わないという関係で、例えば勤務地である安来市とか米子市の保育園の方をお願いしていくというような形のものでございますけども、その関係で当初 8 名予定しておりましたが、4 人の方がそういう分で考えてたんですけども、入所については今回はいいということで申し出をやめられたということでございます。

1 名は委託不可だということを書いておりますが、これはうちの方が出しても、あくまで米子市の方とか安来市とか、そういうところが受ける容量がなきゃいけません。受けることができないければ、実際受けてもらうことはこっちの方から強制できませんので、あくまで向こうにお願い

して受けるかどうかということがありますから、その関係で辞退となったものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 教育総務専門員、中前三紀夫君。

○教育総務専門員（中前三紀夫君） 教育総務専門員でございます。会見小学校の学校管理費の使用料及び賃借料の使用料の部分でございます。今、会見小学校におきましては、水道メーターの方が給食センターの方と一本になってございます。したがって、使用料につきましては水道の使用料が反映されるものでございまして、その部分で給食センターの方の水道の使用料も加味をされながら、下水の方の使用料に反映されるということでございます。そのものが、ここにも書いてございますように予測ができなかった部分で不足を生じたということで、補正予算の対応をお願いしておりますということでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今の会見小学校の給食センターと、それから小学校の水道のメーターが一本で算定が難しいということですが、私は、これは質問にならないかもしれませんが、当然分けるべきだというぐあいに思いますが、そのことについてお聞きしたい。

それと、80ページの健康福祉課の事務費です。これが333万1,000円増、補正になっておりますが、これのちょっと国保総合システム改修に伴い、国保連合会分担金が発生した等とございます。これの内容がちょっとわかりませんので、御説明願いたいと思います。（「今は一般会計」と呼ぶ者あり）済みません。じゃあ、今の小学校の分だけお願いします。

○議長（足立 喜義君） 教育総務専門員、中前三紀夫君。

○教育総務専門員（中前三紀夫君） 教育総務専門員でございます。給食センターと学校の水道メーターを分けた方がいいのではないかとございましてけれども、教育委員会の方でちょっと議論をしてみたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何点か、よろしくをお願いします。

こちらのピンクの説明書で38ページですが、これは一般会計繰出金ですけれども、この説明の中で、上下水道課とも関連するんですけども、不明水というものが汚泥処理で発生してというような説明だったんですけども、ちょっとそのあたりが私たちよく理解できないので、薬剤のこととあわせて説明をしていただきたいというのが1点と、40ページの、えぶろんの施設管理

事業で内部改装費用と予算との差額が今回出ておりますが、60万。これは、マイナス補正ということですが、見積もり等の妥当性で減額があれなんですから、適切に見積もりをされて、その辺がお聞きしたいことです。

それから、77ページで、非常勤臨時的任用職員の社会保険料が補正されておりますけれども、これ非常勤職員は、私の先ほどの一般質問の関係で、3年で正職員の採用の義務が発生するということで、町長は法意という言葉が使われて、私、ちょっとそのことについて十分理解できないので、町長が言われる法意というものが何なのかということ再度説明いただきたいということでよろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。40ページ、えぶろんの施設管理事業の施設修繕料のマイナスの60万円ですけども、これにつきましては当初の設計より多少設計は変更しております。これは、あいみ富有の里と協議しまして、ちょっと当初設計より額が下がったものであります。それに基づきまして入札を行いました結果、最終的には60万円の減額になったということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。38ページの一般会計からの繰出金の中の説明で、不明水というのがわかりにくいということだったんですけども、通常は処理場ですので、汚泥といいますか排水が入ってくるわけですけども、一応大体水道ですのである程度の量が予想ができるわけですけども、結局、言うなれば雨水とか途中の管路の何らかの継ぎ目の加減なんかでそういう新入水があった場合に、入ってくる濃度が薄くなってしまいますといろいろ不都合が出るということでございまして、結局そういう処理ができにくいので、今回は処理をやめる、見送るので、その部分の費用が減るということで、拠出金も減るということで予算要求をしております。

その不明水の調査につきましては、23年度で調査費を上げて調査するようにしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 法意という言葉を使いましてわかりにくかったということでございますけども、法の意図するところという意味合いで使わせていただきました。法の考え方ということですから、法がこのような考え方で作られたであろうというぐあいに説明をさせていただいたわけです。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 法の解釈というのは厳格に行わないと、結局行政を行う場合にあまりいまいな解釈をしますと……。

○議長（足立 喜義君） 議案について質疑をしてください。

○議員（4番 植田 均君） いや、先ほどの関連で聞いていますので。厳格に法の解釈を、そういう法意というような、私、広辞苑で調べたんですけども、そういう言葉がないんですよ。そういう言葉がない、誤解を生じるような説明というのは行政、大体……。

○議長（足立 喜義君） 議案について説明してください。

○議員（4番 植田 均君） 説明責任からして非常に私は問題だと思うんですけども、説明をし直していただけないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） そのような議案はありませんので、次、進みます。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 4点ほどありますので、よろしくお願いします。この説明書のページでいきますので。

まず、9ページに、これ地域プランナー事業のことですね、ふるさと、これに載っているんですけども、スタートが減額になっておりますね、90万。これが4月に募集かけたけども8月に募集があったということで、結局7カ月分の費用ということになっているわけですけども、これは、4月にかけたけども募集がなかったというのはどういうことだったのでしょうか。例えて言うと、うまく募集の要項が伝わってなかったということか、あるいはなかなか人が見つからなかったのかということ、このことをお聞きします。

それから、飛びまして39ページは、プラザ西伯の管理費のことで、いわゆるキュービクルですね、これが当初は恐らく新しいのでやる予定だったんですけども、西伯小学校の撤去品を使うことにしたということは、いわゆる中古品ですね。そういうことはないで、十分裏づけをやられたと思うんですけども、中古車なんか買った場合に、よく思わぬところでもうだめになったというようなことがあったら大変ですが。つまり本体は新しい分と、これはつけるときに同じものだと思うんですけども、結局中古で工事費やったんですけども、予定よりはるかに短くトラブルが起こって、新品につけかえなければいけないということになるとまた新たに工事費がかかるんで、それで耐用年数といいますか、一体どれぐらいを予定されて新品とそう変わらないよというものでこういう決断をされたのでしょうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

それから、43ページで、産業課のことで、汗かく農業、これいわゆる地域主権ですか、この

ことで町長が言われて、一般質問でもあったんですけども、これが事業計画認定以外の不用額を減額としたということなんです、認定はすべてよかったのだからということ、それと仮に事業の申し込みがこれだけで終わった、16になってますね、1人の方が中止となったんですけども、これについてももうちょっと説明をいただきたいということです。

それから、もう一つ飛んで60ページなんですけども、いわゆる町小口の融資のことなんです。この状況を読みますと、国及び県の緊急融資の方が利息が安かったんで、こちらに利用が行ったということなんです。でも、その中でも町を利用されている方が何件があるんですが、ということは町でやられたということは、県、国の枠があったが、制限があったがためにこちらをやられたものでしょうか。普通考えれば利息の安い方を選ばれると思うんですけども、町をやっぱり利用されているということであれば、制限枠があったのかなというぐあいを感じるんですが。

以上についてよろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。まず、9ページの地域プランナーの募集の関係ですけども、4月に募集をかけましたけども実際の応募がなかった。これは、ちょうどこのときに正職員と、それから臨時職員を両方募集をしておりました。臨時職員というのがこのプランナーですけども、正職員の方には応募がありましたけども、このプランナーの方にはなかったということで、再度改めて募集をさせていただいて、最終的に1人を8月に決めたということでございます。

それから、次の39ページの、プラザ西伯のキュービクルの関係ですけども、議員さんおっしゃったように、最初は新品で計画しておりましたけども、西伯小学校の改築に伴いまして、キュービクルがあそこに不要になったと。確認をしましたところ、まだ7年しかたっていないというふうなものだったものですから、それに変更したということでございます。ただ、このキュービクルの外側だけの入れ物というか建屋というんですが、外だけを交換をするということで、中身についてはきちんと入れかえて新しいものを取りつけるようにしておりますので、その辺、御了解をお願いします。

それから次、43ページの汗かく農業者支援事業ですけども、認定審査会においてこれは対象にはならないなというようなものがありまして、実はビニールの撤去が主体だとか、いろんな申し込みがあるわけですけども、そういうことで、該当にならないものは当然認定をしておらないものがあると。それから、中止ですけども、これにつきましては、家庭の事情によりまして今年度はちょっと見送りをさせていただくということで、中止の申し込みをいただいたといいますが、

そういうことで事業から外しております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。60ページの商工振興事務費について御説明申し上げます。国の枠を外れてこちらの方に、町の方の貸し付けに来たのかどうかというお尋ねであったと思いますが、国、県の制度については町で所管しておりませんが、ここにも書いてありますように、1月末までの締め切りということで年度の期間が違いますので、2月、3月にお申し込みがあった分についてが町が実行しましたが、4月以降、国、県の制度ができました関係で、そちらをお申し込みになったということでございまして、2カ月それぞれ年度の期間がずれておりますので、そのタイムラグの2カ月の時間の間に申し込みがあって、貸し付けを22年度で町が実行したのがあるということでございますが、それ以降は国、県の方の融資を皆様御活用されたということでございます。枠については今、国、県のものについての枠は承知しておりませんが、それ以後、町の方にお申し込みがなかったことを見ますと、融資を御希望された方は、皆様、国、県の方の制度を御活用されたというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど、産業課長からの43ページの件なんですけど、産業課の分で所得向上プロジェクトの分なんですけども、中止となったのは自己都合で中止になったということでだと理解するんですけども、件数が16とあるんですけども、ほかにももしわかれば、何件、総件数があったのかということをお聞きしたいんですが、よろしく願います。

それから、先ほど企画課長の答弁であったんですけども、結局、県、国の分と町の方の分と時期がずれた関係でこうなったということの確認です。

それからもう一つ、プラザの分なんですけど、私は本体かと思ったら、これは囲いだということなんですけども、改めて見ますと結構囲いも高いんだなというぐあいに思ったんですけど、囲いで間違いのないわけですね、囲いの部分というか、本体ではなくてということですね。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。まず最初に、キュービクルの話からしますと、もう今プラザの屋上に上がってますのはさびが出て、中に雨が降るような形で、かなり穴があいたような形になってます。それで、小学校の外身ですよ、外身を持って行って、中は新しく入れかえるということでございます。

それから、43ページの汗かく農業者支援事業の16件のほかに申し込みがあったかというこ

とですけれども、申し込みがあったのは全部でこれだけでございます。ただ、この中で、特にハウスのなんかの関係でちょっとこれ該当しないなというところを、本人さんは申し込んでおられるけれども、うちの方で審査で外させていただいたという、中身で外したというものはございます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど議員が再質問で確認されたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんね。

議案第7号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第8号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第9号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第10号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第11号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第12号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第13号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第14号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第15号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第16号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第16号は、南部町の保育所条例の一部改正ですけれども、この条例で、今回……（「それは民生じゃないかな」と呼ぶ者あり）いや、これは条例ですけど、総務じゃないですか。（「民生です」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 民生なら委員会の方で聞いてください。

議案第17号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第18号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第19号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第20号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回、議案20号は、伯耆の国にさくら保育園とつくし保育園を指定管理者として定める、指定するという条例ですけれども、町は既に広報紙で指名して、議会が通る前からもう決まったことのような広報をしてるんですよ。こういう町のあり方っていうのが、議会無視じゃないですか、完全に。（「説明をしていく段階ですか」と呼ぶ者あり）いや、これは町長の姿勢をたださんといかんのですよ。これ……。

○議長（足立 喜義君） 中身の質疑をしてください。

○議員（4番 植田 均君） これが質疑ですよ。こんなことが許されるんですか。（「それ意見だが」と呼ぶ者あり）いやいや、見解を求めています。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（4番 植田 均君） 教えてください。

○議長（足立 喜義君） 中身の質疑に、どの部分をどげだっているの。

○議員（4番 植田 均君） 中身ですよ、まさに中身です。町長、委員会に出られますか。（「総務だ」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 今のお答えできますか。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。まだ決定したわけではございません。予定という話でございますので、指名指定管理ということでお願いするということが審査委員会等もして、これから議論をいただくということになってます。この議会が決定されないことには確定するものではございません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先走りもいいところで、これ私、議会無視と言われても仕方がな

いと思いますよ。町長に答えてほしいですね、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案とは関係ないと思いますが、予定で掲載しておりますので、問題はないと思っております。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第21号。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案は23年度の一般会計の予算ですね。これ2つありますので、お聞きしますので、よろしくお願いします。

説明書の35ページから、ここ1ページがないですけど、該当するのはほかの次の何ページかにあるんですけど関連してますので、ここだけお聞きします。

これ、ここに、35ページに載っているのは両長田ふれあい会館管理事業、いわゆる指定管理のことが予算が載ってますね、指定管理料が123万5,000円載ってます。これ、去年の、はっきり私も覚えませんが、議会で、年明けだったかな、指定管理にするというので、5件だかまとめると、1件ずつだったんですけども、上がった分に関連してのことしからの指定管理料だと思うんです。そのときに、たしかトータルで年間300万ぐらい、今までの実績からするとふえるんだというぐあいに私、聞いたんですけども、そのときに提示された金額と変わらないのかどうなのか。私、きょう資料を持ってきてませんので、変わらないのかどうなのか、その確認をお願いします。

それから、73ページ、きのう私、一般質問でも町にいろいろ聞いたんですけども、その中ではっきりしないのは、いわゆるサポートスタッフということで、こういうポジションを設けるといって、臨時職員等で配置するということになってるんですよ。臨時職員なら、当然今、町である臨時職員の賃金ですね、これを出すべきだと思うんですけども、費用の精算を見ると月に20万、年間240万になるんですね。きのうの一般質問で私が聞いたところを見ますと、あくまでも予算立てであって、そのときの経験とか、そういうことによってやるんだということなんです。私は初めてなんですけども、臨時職員は経験とかそういうものを考慮してやるということに今までなっていたんでしょうか。全部臨時職員というのは決まった値段で、日割りで何ぼで、日にちにすると何ぼだから月額これくらいになるということが、六千何ぼだったですか、なのに、なぜここだけこういうことをされるのか、その意図がわからないので、説明を求めます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、指定管理のことございま

すが、議員、もう一度、済みません、お尋ねいたしますが、昨年12月でございましたか。

○議員（13番 亀尾 共三君） よろしいですか、座ったまま。日にちがいつだったか、とにかく臨時会で議決されたと思うんですよ、指定管理。両長田や法勝寺だったかいね、それから東西町も手間山もそうでしょう。そのときの提示された金額がこのままでしょうかということです。確認です。

○企画政策課長（長尾 健治君） 基本的に金額は変わっていないというふうに認識しております。

それから、次の73ページでございますが、このサポートスタッフにつきまして、ここに臨時職員というふうに確かに記入してございますが、これは2年程度の期限を切った臨時的なという趣旨で書いたものを、間の説明をはしょって臨時職員と書いております。これは私の方の誤記でございますので、期間を限った臨時的な雇用と、それも2年程度に限定してという意味で御理解いただきたいと思っております。これはおわびして訂正させていただきます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりませんね、臨時と臨時的というのが、どこがどう違うんでしょうか。わかりません、私は。説明してください。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） ただいま申し上げましたように、臨時的という、こちらの思うところでございますけども、2年程度の期間に限ってという趣旨でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 説明書の80ページをお願いいたします。総務管理費の防犯対策事業です。（発言する者あり）これ、民生と違うですか。民生でしょう、これ。（「何ページ」と呼ぶ者あり）80ページ。

防犯灯の設置の、これ防犯灯とか、それから街灯ですね、これをつける基準があると思いますが、これについてのすみ分けというか仕分けの基準はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、保育園の報酬の関係でお聞きしました、各保育園とも関連するんですが、報酬で減額になったのは、人数は減額になったんで下がったということですが……（「何ページ」と呼ぶ者あり）ページ数は186ページです。ここで言いますと、3名ということを知ったと思っております、この報酬の金額は。それから、次のつくし保育園でも3名というぐあいには聞いておりますが、こ

れ金額が違いますが、一応なぜ違うのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。80ページですね、防犯灯の設置基準ということでございますが、これは今、各振興区の方から要望いただいているものがございます。かなり数が多くて、すべてにおこたえすることができない状況にあります。ことし、通常の年の3倍程度になりますが、予算を要求しておりますので、かなり進むとは思いますが、すべて設置には至らないと。ただ一応、優先度を、こちらの方で現地を見て、やはり通学路であるとか、そういう危険な箇所だとか、そういうところを優先的につけていきたいと考えております。あと、この設置のほかにも電柱が移転することによっての移設費とか、あるいは器具が完全に壊れて、集落間の、町が管理しておりますので、その関係での修繕、そういうものも含んでおります。

基本的には集落の中につきましては、要望の方ではこちらへつけるわけですけども、あと維持管理につきましては集落の方で責任を持っていただくと。町の方は集落間の維持を持っていくということになります。

それから、報酬の内訳で、同じ3名なのに金額が違うということでございますが、これは通勤手当等がございますので、その関係で違っておりますので御了解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第22号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第23号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第24号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第25号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第26号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第27号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 28 号。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 説明を受けた1点、ちょっとわからないことがありますので、よろしくをお願いします。

この予算書の7ページなんですが、7ページの公債費のとこなんですよ。それで、これ元金が前年度比較すると765万ふえてるわけですね。ところが、利子がマイナスで356万なんですが、元金がふえれば利子もふえるんじゃないかと思う、そこら辺のやりとりがようわかりませんので、説明をお願いをしたいんですが。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。これはトータルの金額になりますので、必ずしも、例えば元金が上がったから利子が上がるというものではなくて、大体反対になるというのが、これが正常な姿だというふうに理解をしてやっていただきたいと思います。これはトータルの数字になりますので、一つ一つの貸し付けではありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） いいですか。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。

○議長（足立 喜義君） 議案第 29 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 30 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 31 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 32 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 33 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含めそれぞれの所管の常任委員会へ付託をいたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会といたします。

明日11日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上であります。御苦労さんでございました。

午後3時10分散会
